

吉川松伏消防組合 消防計画書

吉川松伏消防組合

目 次

第1章	総則	P1
第1節	目的	P1
第2節	計画の大綱	P1
第3節	計画の内容	P1
第4節	地域防災計画及び水防計画との関連	P2
第5節	計画の修正	P2
第2章	組織計画	P3
第1節	組織	P4
第2節	事務分掌及び受持区域	P5
第3節	災害時の部隊編成	P1 1
第4節	業務継続計画	P1 3
第3章	消防力等の整備計画	P1 5
第1節	消防力等の現況	P1 5
第2節	消防力等の充実強化	P1 5
第3節	消防力等の更新	P1 5
第4節	消防力等の整備点検	P1 6
第4章	調査計画	P1 8
第1節	消防地理調査	P1 8
第2節	消防水利調査	P1 8
第3節	災害危険区域の調査	P1 8
第5章	教育訓練計画	P2 0
第1節	研修及び教育	P2 0
第2節	訓練	P2 1
第6章	災害予防計画	P2 5
第1節	火災予防指導	P2 5
第2節	予防査察	P2 6
第3節	風水害等の予防指導	P2 6
第4節	地震災害の予防指導	P2 7
第5節	広報活動	P2 7
第7章	警報発令伝達計画	P2 8
第1節	火災警報	P2 8
第2節	その他の警報の伝達及び周知	P2 9
第8章	情報計画	P3 0
第1節	情報収集	P3 0
第2節	情報報告及び連絡	P3 1
第3節	情報広報	P3 2
第4節	情報記録	P3 3

第9章	火災警防計画	P34
第1節	消防職団員の招集	P34
第2節	出動	P38
第3節	警戒	P39
第4節	通信	P40
第5節	火災防ぎよ	P42
第10章	風水害等警防計画	P47
第1節	消防職団員の招集	P47
第2節	災害危険箇所の調査	P47
第3節	警防対策	P48
第4節	災害活動	P48
第11章	避難計画	P49
第1節	避難のための勧告及び指示	P49
第2節	勧告及び指示の伝達	P50
第3節	避難場所及び避難経路の選定	P51
第4節	避難経路の安全確保	P51
第5節	避難場所の警戒	P52
第12章	救急救助計画	P53
第1節	非常招集	P53
第2節	災害活動	P53
第3節	救助体制	P53
第4節	医療機関等との協力体制	P54
第13章	地震災害対策計画	P55
第1節	予防対策	P55
第2節	非常招集	P55
第3節	災害活動	P56
第4節	措置事項	P56
第14章	国民保護計画	P59
第1節	市町村国民保護計画が対象とする事態	P59
第2節	武力攻撃事態等における本組合の責務	P59
第3節	非常招集	P61
第4節	災害活動	P61
第5節	関係機関との連携	P61
第15章	応援協力計画	P62
第1節	消防相互応援	P62
第2節	関係機関との応援協力	P63
第3節	応援の方法等	P64
別表1	警防本部情報系統図	
別表2	警防本部各班の初動活動概略一覧	
別表3	緊急消防援助隊応援等要請フロー図	

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、吉川松伏消防組合（以下「本組合」という。）が吉川市及び松伏町の管内に発生した各種の災害等の消防事象に即応し、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第1条に定める任務及び消防の責務を十分に果たすため、組織及び施設の整備拡充を図るとともに消防活動の万全を期することを目的とする。

第2節 計画の大綱

この計画の大綱は、次のとおりとする。

- 1 消防力等の整備に関する事。
- 2 防災のための調査に関する事。
- 3 防災教育訓練に関する事。
- 4 災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。
- 5 災害時の避難、救助及び救急に関する事。
- 6 地震対策に関する事。
- 7 その他災害対策に関する事。

第3節 計画の内容

この計画の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 総則 | 9 火災警防計画 |
| 2 組織計画 | 10 風水害等警防計画 |
| 3 消防力等の整備計画 | 11 避難計画 |
| 4 調査計画 | 12 救助救急計画 |
| 5 教育訓練計画 | 13 地震災害対策計画 |
| 6 災害予防計画 | 14 国民保護計画 |
| 7 警報発令伝達計画 | 15 応援協力計画 |
| 8 情報計画 | |

第4節 地域防災計画及び水防計画との関連

この計画は、吉川市地域防災計画及び松伏町地域防災計画と整合性を有し、その複合する部分については、密接な関連を保ち、災害の発生態様に応じてそれぞれの地域防災計画に基づく防災対策活動に円滑に移行できるもので一体性を有するものである。

また、春日部市、松伏町、吉川市及び三郷市で構成する江戸川水防事務組合の水防計画との関連についても、本組合区域内における消防職団員の水防に関する活動等十分に調整されたものでなければならず、地域防災計画と同様に合理的に運用されるものである。

第5節 計画の修正

この計画の内容については、毎年検討を加え、必要があるときはその都度これを修正するものとする。

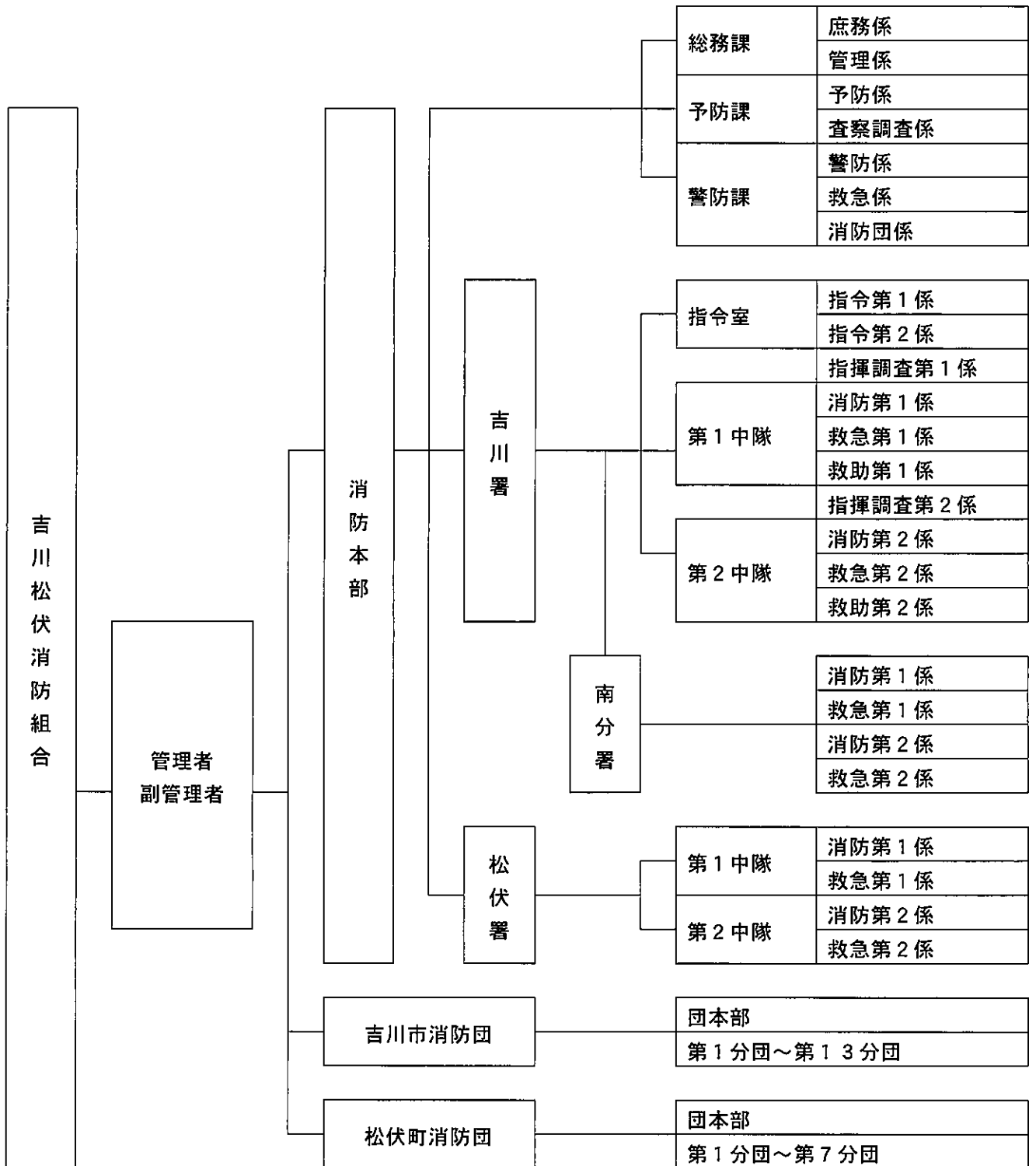
第2章 組織計画

組織計画は、本組合及び消防団が水火災又は地震等の災害事象を警戒し、防除し及びこれらの災害による災害を軽減するために、消防機関の事務機構と部隊編成について、通常災害時と非常災害時に区分して定めるものとする。

非常災害時とは、週休者等を招集又は各応援協定（隣接市町消防相互応援協定の普通応援を除く）による消防機関に応援を求めなければならないような災害発生の場合を非常災害時とし、通常災害時とは非常災害時以外とする。

第1節 組織

本組合及び消防団の組織は次のとおりとする。



第2節 事務分掌及び受持区域

第1 通常災害時

1 消防本部の事務分掌

消防本部の事務分掌は、吉川松伏消防組合消防本部の組織に関する規則（平成15年吉川松伏消防組合規則第1号）第3条の規定による。

2 消防署の事務分掌

消防署の事務分掌は、消防署組織規程（平成9年吉川松伏消防組合消防本部訓令第3号）第5条の規定による。

3 消防署の管轄区域

名称	管轄区域
吉川消防署 南分署	吉川市（大字上内川、大字拾壺軒及び旭を除く。）の区域
松伏消防署	松伏町及び吉川市のうち、吉川消防署の管轄区域以外の区域

4 消防団の事務分掌

消防団の事務分掌は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条、消防法（昭和23年法律第186号）第6章、及び吉川松伏消防組合消防団の組織等に関する規則（平成12年吉川松伏消防組合規則第2号）第5条の規定のほか、次による。

団	分団	事務分掌
吉川市 消防団	第1分団～ 第13分団	消防長又は消防署長の所轄の下に原則管轄区域の災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定の行動に関する事
松伏町 消防団	第1分団～ 第7分団	消防長又は消防署長の所轄の下に原則管轄区域の災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定の行動に関する事

5 消防団の受持区域

団	分団	管轄区域
吉川市	第1分団	大字上内川
	第2分団	大字下内川、大字八子新田、大字鍋小路
	第3分団	大字南広島、大字拾壺軒、旭

消 防 団	第4分団	大字川藤
	第5分団	大字須賀、大字川野、大字川富、大字関、大字吉川、吉川一丁目、吉川二丁目、吉川団地、きよみ野一丁目、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目
	第6分団	大字平沼、平沼一丁目、栄町、新栄一丁目、新栄二丁目
	第7分団	大字保、保一丁目、大字木売、木売一丁目、木売二丁目、木売三丁目、高富一丁目、高富二丁目、大字共保、中川台
	第8分団	高久一丁目、高久二丁目、中曽根一丁目、中曽根二丁目、道庭一丁目、道庭二丁目、美南一丁目、美南二丁目、美南三丁目、美南四丁目、美南五丁目
	第9分団	大字高富、大字高久、大字中曽根、大字道庭、中野、大字木売新田、大字富新田
	第10分団	大字上笹塚、上笹塚一丁目、上笹塚二丁目、上笹塚三丁目 大字会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、大字関新田、関新田一丁目、関新田二丁目、大字平方新田、大字深井新田
	第11分団	大字中井、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、皿沼、皿沼一丁目、皿沼二丁目、大字小松川、大字中島、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、大字二ツ沼、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目
	第12分団	大字土場、大字飯島、大字半割、大字加藤、大字吉屋、吉屋一丁目、吉屋二丁目、大字鹿見塚
	第13分団	大字三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目
松 伏 町 消 防 団	第1分団	大字松伏の一部、田中一丁目、田中二丁目、田中三丁目
	第2分団	大字松伏の一部、ゆめみ野一丁目、ゆめみ野二丁目、ゆめみ野三丁目、ゆめみ野四丁目、ゆめみ野五丁目、ゆめみ野六丁目、ゆめみ野東一丁目、ゆめみ野東二丁目、ゆめみ野東三丁目、ゆめみ野東四丁目
	第3分団	大字松伏の一部、松葉一丁目、松葉二丁目、大字田島、田島東
	第4分団	大字上赤岩、大字下赤岩

	第5分団	大字大川戸
	第6分団	大字金杉、大字魚沼
	第7分団	大字築比地

第2 非常災害時

1 事務、職務分掌

本部長	班名、班長及び班員	事務分掌
消防長	班名 統括班 班長 次長又は警防課長 班員 消防本部各課長 消防団長	1 警防本部運営の統括に関する事。 2 災害対応の総合分析判断に関する事。 3 災害対策本部との連絡調整に関する事。 4 他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関する事。
	班名 警防班 班長 警防課上席者 班員 警防係 救急係 消防団係 団本部員	1 災害情報及び部隊・人員の整理に関する事 2 消防班及び消防団の運用に関する事。 3 他都道府県及び市町村等の警防部隊の活動拠点確保に関する事。 4 作戦会議の運営及び庶務に関する事。
	班名 総務班 班長 総務課上席者 班員 庶務係 管理係	1 消防職員の人事管理に関する事。 2 庁舎に関する事。 3 報道対応に関する事。
	班名 予防班 班長 予防課上席者 班員 予防係 査察調査係	1 警防本部各班の情報連絡に関する事 2 災害状況及び災害活動の記録に関する事。 3 危険物施設等の安全措置に関する事。
	班名 指令班 班長 指令室長又は副室長	1 消防通信の運用に関する事。 2 出動指令に関する事。 3 災害状況等の情報収集に関する事。

	班員 指令第1係 指令第2係	
指揮本 部長	班名 指揮班 班長 署長(不在時は次 上席者)	1 現場指揮に關すること。 2 現地における被害の状況及びその対応状況の把握に關すること。
吉川 署長	班員 分署長、副署長、 当直司令、副当直司令 指揮調査第1係 指揮調査第2係 副団長	3 増強部隊の編成に關すること。 4 關係機關の現地派遣職員との調整。 5 現場広報に關すること。
	班名 消防班 班長 吉川署中隊長(不 在時は次上席者) 班員 消防第1係 消防第2係 救急第1係 救急第2係 救助第1係 救助第2係	1 増強部隊の編成に關すること。 2 現地における被害の状況及びその対応状況の把握に關すること。 3 消防車両・資機材に關すること 4 關係機關の現地派遣職員との調整。 5 現場指揮に關すること。 6 災害の警戒、防ぎよ、鎮圧及び予防に關すること。 7 救急救助活動に關すること。 8 現場広報に關すること。 9 災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定に關すること。 10 避難者の誘導に關すること。

※1 警防本部における情報の流れについては、別表1 情報系統図による

※2 各班の初動時の活動概略は別表2 による

団	分団	事務分掌
吉川市	団長、副団	1 災害対応の総合分析判断に關すること。

消防団	長、団本部 員	2 現場指揮に関すること。 3 災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 4 応急救護所等に関すること
	第1分団～ 第13分団	消防長又は消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定の行動に関すること
松伏町 消防団	団長、副団 長、団本部 員	1 災害対応の総合分析判断に関すること。 2 現場指揮に関すること。 3 災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 4 応急救護所等に関すること
	第1分団～ 第7分団	消防長又は消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定の行動に関すること

2 消防本部等職員勤務時間外における事務及び職務分掌

- (1) 吉川署当直責任者は、災害規模等により警防本部の設置が必要と判断した場合は、消防長、統括班（消防団長は除く）又は吉川署長が到着し体制が整うまでの間、指揮班班長を代行し指令室にて災害情報の把握及び部隊投入場所等の統括指揮を行う指揮本部を設置する。
- (2) 指揮本部は次によるものとし、必要により指定した隊を情報収集等の指揮班又は指令班の補助にあたらせることができる。

指揮本部長	班名、班長及び班員	事務分掌
当直司令 又は 副当直司令	班名 指揮班	1 災害情報及び部隊・人員の整理に関すること。
	班長 当直司令又は副 当直司令	2 災害対応の総合分析判断に関すること。
	班員 指揮調査第1係	3 消防班及び消防団の運用に関すること。
	指揮調査第2係	4 増強部隊の編成に関すること。

班名 指令班 班長 副室長又は次上 席者 班員 指令第1係 指令第2係	1 消防通信の運用に関する事。 2 出動指令に関する事。 3 災害状況等の情報収集に関する事。
班名 消防班 班長 吉川署中隊長(不在時は次上席者) 班員 消防第1係 消防第2係 救急第1係 救急第2係 救助第1係 救助第2係	1 現地における被害の状況及びその対応状況の把握 2 消防車両・資機材に関する事 3 関係機関の現地派遣職員との調整。 4 現場指揮に関する事。 5 災害の警戒、防ぎよ、鎮圧及び予防に関する事。 6 救急救助活動に関する事。 7 現場広報に関する事。 8 災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定に関する事。 9 避難者の誘導に関する事。

3 警防本部及び統括班の指揮命令権について

順位	職名	順次上位の者が不在時代行する
1	本部長	消防長
2	副本部長、統括班班長	次長
3	班員	警防課長
4	班員	総務課長
5	班員	予防課長

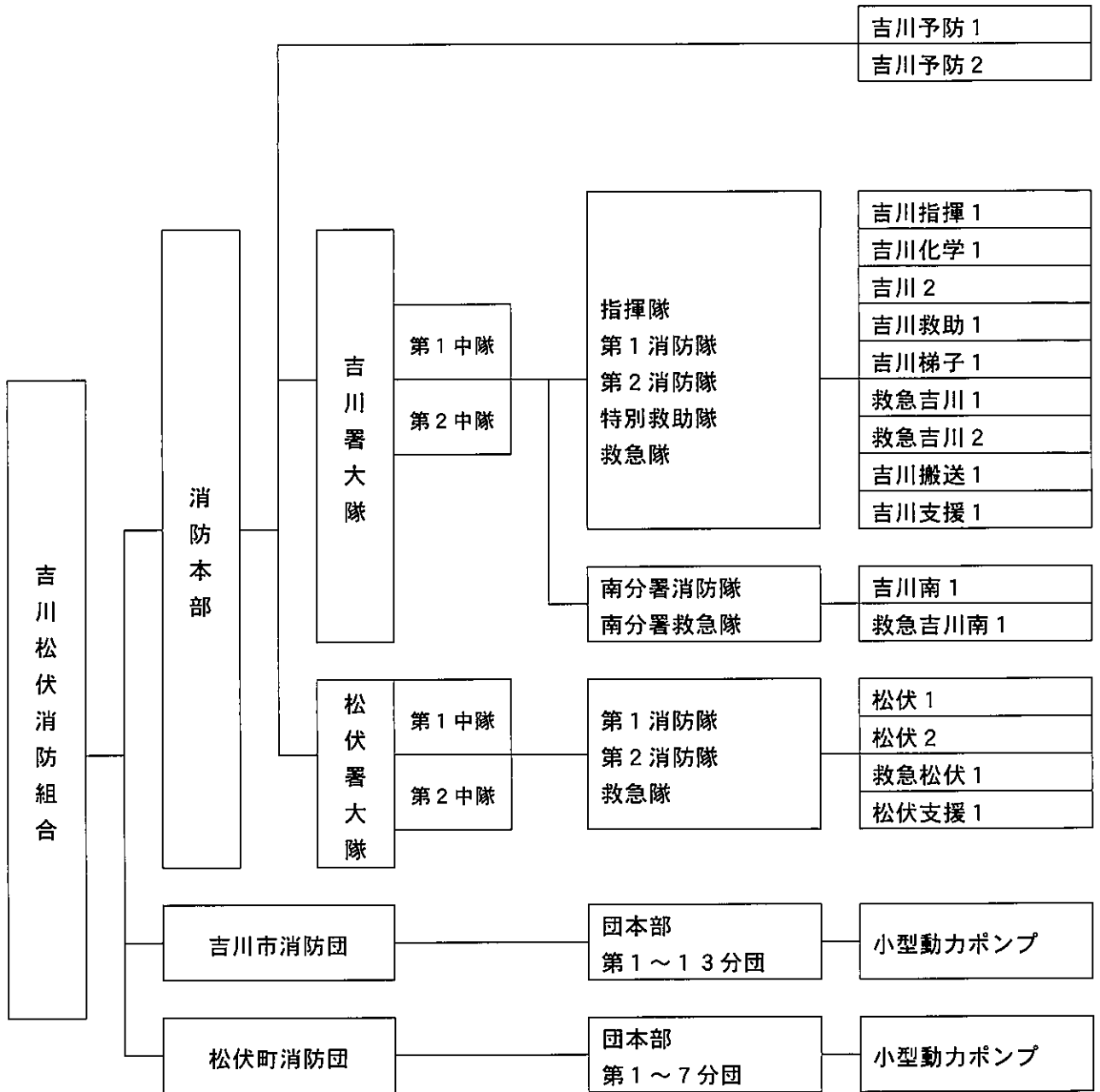
4 運用

警防本部等における各班は、活動概略に従い詳細な活動マニュアルなどを作成し、常に有効且つ円滑な活動が実施できるように、適宜、訓練の実施、検証、見直しを図る。

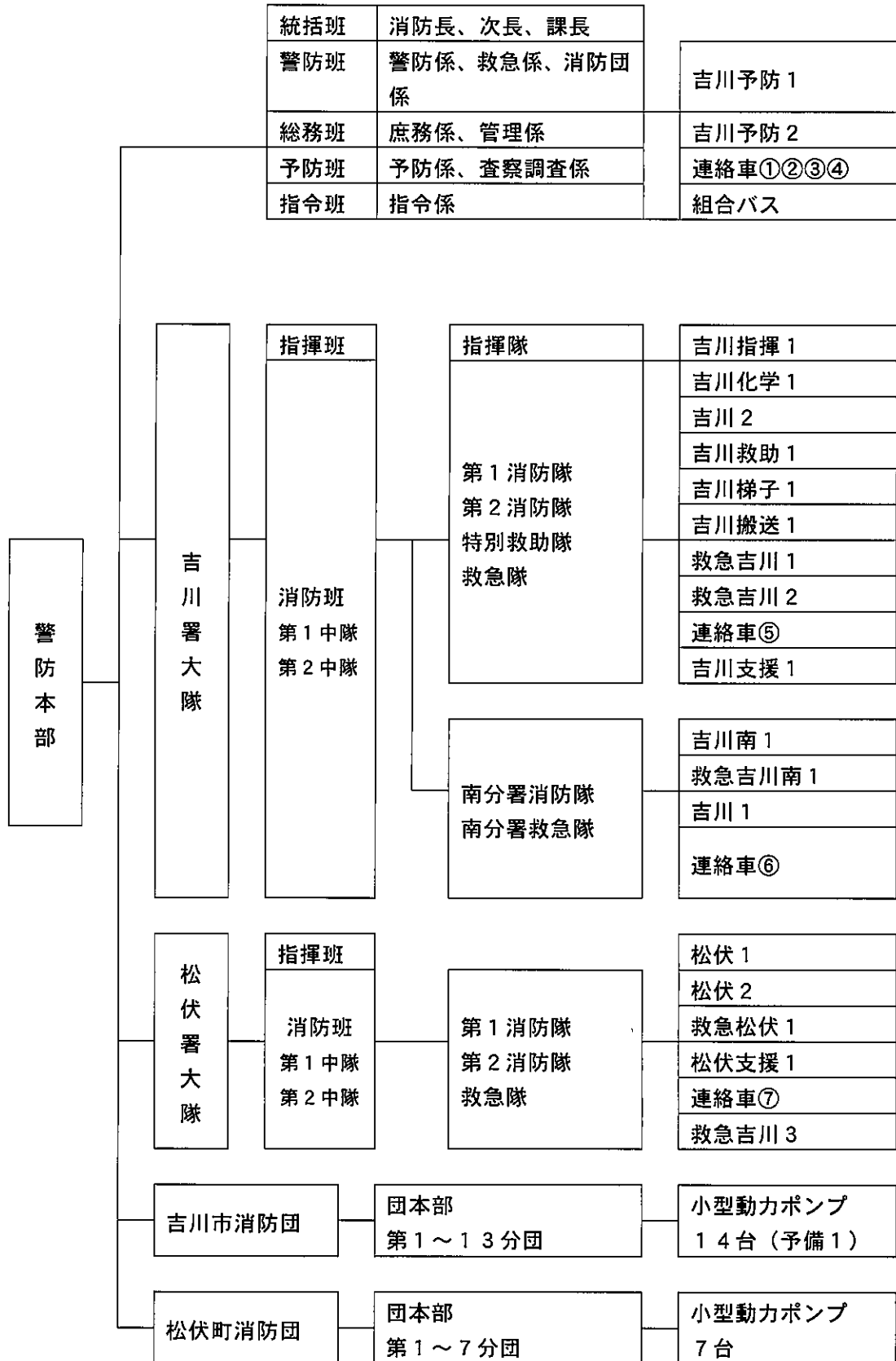
第3節 災害時の部隊編成

災害時の部隊編成は、次のとおりとする。

第1 通常災害時



第2 非常災害時



第4節 業務継続計画

本組合は、大規模又は長期化する非常災害時において、あらかじめ優先的に実施すべき業務を特定し、適切な業務執行の継続体制を定める。

第1 基本方針

大規模又は長期化する非常災害時は、被害を最小限に留めるため、次のとおり既存の施設及び人員を余すことなく迅速に総動員させ、災害対応にあたるものとする。

- 1 火災警防、風水害等警防、救急救助、地震災害対策及び国民保護計画における非常災害時の招集、出動、火災防ぎよ、災害活動を非常時優先業務とする。
- 2 著しく消防力が劣勢な場合は、原則として発生から72時間までは、非常時優先業務以外の業務は停止する。
- 3 優先度の高い通常災害時の体制で継続する業務は、次の表のとおりとし、非常時優先業務に支障のない範囲で行う。

継続業務項目一覧

継続業務項目	
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与、健康管理及び公務災害に関すること 2 庁舎、庁用機械器具及び備品等の維持管理に関すること 3 必要最小限の会計事務に関すること
警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防本部の運営に関すること 2 消防相互応援及び広域応援に関すること 3 災害対応で必要となる、消防機械器具の整備及び管理に関すること 4 緊急消防援助隊に関すること 5 救急医療等の関係機関との連絡調整に関すること 6 消防団員の健康管理及び公務災害に関すること 7 消防団の機械器具置場及び車両の維持管理に関すること
予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明の発行手続き 2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の手続き
各消防 (分)署	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動に関すること 2 各署との連携及び調整に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 3 機械器具の運用及び維持管理に関すること 4 水火災の警戒及び防ぎよに関すること 5 風水害、地震等の応急対策活動に関すること
指令室	<ul style="list-style-type: none"> 1 各種災害通報の受信及び出動指令に関すること 2 各種災害概況の把握及び伝達に関すること 3 消防通信の運用及び統制に関すること 4 通信指令施設の維持及び管理に関すること 5 気象情報の収集及び伝達に関すること 6 消防防災情報、救急医療情報の収集及び伝達に関すること 7 火災警報の発令に関すること 8 口頭指導に関すること

4 災害規模・状況に応じ、原則として発生から1週間までは、非常時優先業務、継続業務以外の業務は、災害対策に資する業務、市町民生活に直接影響がある業務以外は、縮小、休止する。

第2 適用措置

- 1 原則として第9章火災警防計画、第1節、第2招集体制及び基準、1職員における非常招集区分の各種別第3招集をもって非常時災害優先業務を発動するものとし、警防本部統括班における災害対応の総合分析判断により、非常時優先業務、継続業務、通常業務縮小、休止又は解除を判断する。
- 2 多数の職員が被災した場合や感染症などに罹患した場合など、通常災害時体制において人員が不足する場合は業務継続計画を適用するものとし、継続業務以外の業務は、所属長の判断により縮小、休止する。
- 3 前項により、なお人員が不足する場合は、所属長の協議により、消防長の承認を得て、必要な期間を定め、適切な人員を配分する。

第3章 消防力等の整備計画

消防力等の整備計画は、消防情勢及び消防力の現況を適確に把握するとともに、吉川市及び松伏町（以下、「構成市町」という。）の将来計画を基本とし、国の定める消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防需要に適応した人員並びに施設、資機材を逐年整備して消防力の増強を図り、これらの消防施設等を良好な状態に維持管理するために必要な事項について定める。

第1節 消防力等の現況

人員、施設及び資機材等の消防力等の現況は、毎年度発刊の消防年報にまとめ把握する。

第2節 消防力等の充実強化

人員、施設及び資機材の充実強化については、消防を取り巻く社会情勢の変化に対応できるように充実強化を図る。

第3節 消防力等の更新

第1 施設

1 庁舎

消防庁舎更新の目安を50年とし、20年及び40年経過時に所要の点検・補修を行う。また、庁舎付帯設備（空調、配電、配管）等については、状況等を考慮し、概ね25年を目安に改修する。

2 車両

車両更新の目安を次の表のとおりとする。

車両名	時期
消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、救助工作車	購入後17年
化学消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車	購入後20年
救急自動車	購入後10年又は走行距離15万km
その他の車両	購入後15年又は走行距離15万km

3 通信施設

通信施設基地局の更新を必要に応じて計画的に随時更新する。

第2 資機材

消防資機材については、耐用年数及び劣化状況に応じ最適な資機材に更新し、管内情勢に応じた新たな資機材を整備する。

第4節 消防力等の整備点検

施設及び資機材は常に保全に努め、修理及び補修等の必要性が生じた場合には、速やかに適切な措置を講ずる。

第1 施設の整備点検

施設を常に良好な状態に維持管理するため、次のとおり点検及び整備を行う。

1 庁舎

- (1) 庁舎等の管理、点検及び整備は、吉川松伏組合財産規則（平成14年吉川松伏消防組合規則第3号）及び吉川松伏消防組合庁舎管理規則（平成21年吉川松伏消防組合規則第3号。以下「庁舎管理規則」という。）に基づき維持管理並びに災害防止に努める。
- (2) 庁舎管理者は常に施設の保全に努め、修理及び補修の必要性が生じたときは応急処置を施すとともに所定の手続きにより施設の保全に努める。

2 消防団器具置場

各分団長は、消防団器具置場の清掃及び管理に努め、修理及び補修の必要性が生じたときは、本組合の警防課に連絡し消防団器具置場の保全に努める。

第2 人員の点検

1 定期点検

定期点検は、通常点検及び特別点検とし、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に基づき行う。

2 現場点検

現場点検は、災害現場及び通常の業務が終了したとき、車両ごとにその長が点検者となり行う。

3 点検者

- (1) 通常点検は、消防長又は消防署長が点検者となり行う。

(2) 特別点検は、管理者又は消防長が点検者となり行う。

第3 車両及び資機材等の点検

1 車両等の点検

吉川松伏消防組合消防機材器具管理規定第3章に準拠する。

2 定期点検等

定期点検等は、次の表のとおりとする。

区 分	実施時期	内 容
毎月点検 毎月整備	毎月1回	車両の下周りや外観部分の整備点検を行う。 ポンプの吸放水装置その他操作に必要な箇所の整備点検及び積載品の確認、点検を行う。
定期点検	3ヶ月点検	道路運送車両法第48条に基づく整備点検を行う。
	6ヶ月点検	
	12ヶ月点検	
	18ヶ月点検	
自動車検査		道路運送車両法第58条に基づく整備点検を行う。

3 現場点検

現場点検は、災害現場及び通常の業務が終了したとき、車両ごとにその長が点検者となり行う。

第4 消防団の点検

- 通常点検は、各消防団の点検計画により、毎月1回以上実施するものとし、点検種目は、機械器具、車両操縦訓練及び操法訓練とし、分団長が点検者となる。
- 特別点検は、各消防団の点検計画により、毎年1回実施するものとし、点検種目は、人員、姿勢及び服装、機械器具、訓練礼式とし、市長、町長が点検者となる。
- 災害後等の点検は、同節第2の2現場点検に準じて実施するものとする。

第4章 調査計画

調査計画は、災害を警戒し、火災、風水害などの災害が発生した場合にこれを鎮圧し、並びに被害を最小限にとどめるため、消防対象物その他消防情勢を把握し、発災時に適切な防ぎよ活動が行われ、消防活動の安全の確保を図り、消防機能を最高度に発揮できるよう必要な消防対象物等の調査を実施するものとする。

第1節 消防地理調査

消防地理調査は、この調査計画によるほか、吉川松伏消防組合警防規程（平成25年吉川松伏消防組合消防本部訓令第3号。以下「警防規程」という。）第21条及び吉川松伏消防組合消防地水利規程（平成21年吉川松伏消防組合消防本部訓令第1号、以下「地水利規程」という。）第16条の規定による。

第1 消防団員が行う調査

消防団員が行う調査は、消防団長が必要と認めたとき消防長と協議して実施するよう調整する。

第2 措置事項

消防署長は、職員の消防地理調査報告に基づき、特に消防車両が進入できない道路、道路寸断又は橋崩落時のルートなど消防活動上必要な対策を立てる。

第2節 消防水利調査

消防水利調査は、警防規程第21条及び地水利規程第16条の規定による。

第3節 災害危険区域の調査

災害危険区域の調査は、建物密集区域、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス及びR1（放射性同位元素）施設、重要水防箇所、土砂災害危険箇所等の災害発生に際し、拡大災害になるおそれのある箇所、高層建築物又は大規模建築物等の特殊建物について調査する。

第1 措置事項

調査の結果に基づき、災害種別ごとに災害危険区域等の指定を行い、大規模災害時など複合又は同時多発的災害時において迅速に優先順位が判断できるように資料等を整備し、

効果的に指定区域の重点度合を決定する。

第2 被害想定図の作成

- 1 水害等の危険個所の実態及び過去の水害等の事例等を参考に、水害等による被害の及ぼす状況を災害の種別に作成図示し、警防部隊の活動の資料とする。
- 2 水害による被害想定図は、構成市町の地域防災計画に位置付けされたものを基準とするほか、消防活動上の立場からこれを綿密に検討して、消防上の所要事項を記入し作成する。

第5章 教育訓練計画

消防施設及び資器材などの消防力を如何なく発揮するため、消防職員にあっては、吉川松伏消防組合職員研修規程(平成14年吉川松伏消防組合消防本部訓令第1号)に基づき、組織的かつ計画的な教育訓練による能力開発を行い、消防団員については、災害対応の技術技能等について、訓練計画により実施する。

第1節 研修及び教育

消防職員に対して消防の使命と消防の責務を正しく認識させるとともに、消防人としての知識、学術、技能の習得、体力の練成及び向上を図り、能率的に職務を遂行し得るよう教育する。

第1 消防職員研修

1 学校研修

学校研修は、消防大学校及び消防学校における教育研修とする。

- (1) 消防大学校研修は、総合教育、専科教育及び実務講習の各学科等に適宜、適材適所の職員を入校させて研修を行う。
- (2) 消防学校研修は、初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育の各学科等に適宜、適材適所の職員を入校させて研修を行う。

2 本部研修

本部研修は、各所属の職員に対して、消防行政の推移に適應させるために行う集団的教育訓練及び外来講師等を招へいし行う講演会及び実務研究会等を行う。

3 所属研修

所属研修は、職務能力及び職員としての資質の向上を図るために行う教養及び職務に係る知識、技術についての教育研修を行う。

4 派遣研修

派遣研修は、職員に専門的知識及び高度な技術を習得させるために他の地方公共団体、その他の団体又は教育機関等に派遣して研修を行う。

5 資格取得研修

資格取得研修は、消防業務の遂行に必要な資格取得及び技術の取得のために養成機関等

で研修を行う。

6 その他の研修

その他の研修は、委託研修又は、部外で行われる講義、講演及び研究会等に課長及び署長が職員を出席又は参画させて研修を行う。

第2 安全管理事項の徹底に関する教育

安全管理については、吉川松伏消防組合安全管理規程（平成11年吉川松伏消防組合消防本部訓令第5号）により安全管理に関する事項を徹底し、消防活動の効果的な教育を実施する。

第2節 訓練

消防活動をより効果的に実施するため、繰り返し高度の訓練を行い、消防技術の向上及び研さんに精進するよう努める。

第1 基礎訓練

実施にあたっては、別途詳細に計画する。

種別	消防職員	消防団員
規律訓練	採用時及び必要に応じ各所属で実施	毎年1回以上、全消防団員を対象に実施
操法訓練	必要に応じ各所属で実施	操法大会実施時に合わせて実施
車両操作訓練	同上	毎月幹部消防団員及び機関員を対象に車両定期点検時に実施
その他 特別訓練	実施計画を定め実施	

第2 火災防ぎょ訓練

1 基本訓練

訓練種別	訓練要領
非常招集訓練	参集時分短縮を主眼に実施
出動訓練	最適な出動順路、使用水利、先後着隊の部署位置を主眼に実施
水利統制訓練	各隊水利部署、増水、増圧及び補水手配、各隊指揮者伝達要領を主眼に

	実施
放水訓練	平面・立面の火勢確認、包囲部署等延焼防止措置、注水量など最小放水による最大効果の方法を主眼に実施
通信連絡訓練	集中する有線、無線連絡が迅速確実に行われる方法を主眼に実施
人命救助訓練	探知検索等要救助者の有無を短時間の内に把握救出の方法を主眼に実施
破壊消防訓練	密集地の延焼火災における有効な焼け止まり線の設定要領を主眼に実施
避難誘導訓練	延焼火災時の効率及び円滑的な避難誘導の方法を主眼に実施
警戒訓練	飛火等による延焼防止のための円滑な警戒体制を主眼に実施

2 建物火災防ぎょ訓練

(1) 木造建物の防ぎょ訓練

建築物における火勢劣勢及び火勢優勢時を想定し、注水方法、延焼防止要領を主眼に訓練する。

(2) 木造大型建築物の防ぎょ訓練

寺社、倉庫、学校等の木造大型建築物の防ぎょは、構造及び区画の確認要領、延焼阻止並びに局部破壊などによる制圧要領を主眼に訓練する。

(3) 防火造建物の防ぎょ訓練

火元、構造及び区画の確認要領、延焼阻止並びに局部破壊などによる制圧要領、排煙要領、最小水損などの活動要領を主眼に訓練する。

(4) 耐火造建物の防ぎょ訓練

火元、構造及び区画の確認要領、排煙要領、消防用設備取扱要領を主眼に訓練する。

3 車両火災防ぎょ訓練

要救助者、危険物等の有無による各種想定により、人命救助及びC A F S放水、泡消火又は噴霧注水の活動要領を主眼に訓練する。

4 その他の火災防ぎょ訓練

その他の火災防ぎょ訓練には、危険物（油類、ガス、電気、薬品、粉体、火薬類及びR・1）、は種類により適した防ぎょ方法、航空機、船舶など特殊工作物における火災防ぎょ方法、地下、高速道路などの状況における火災防ぎょ方法など性質別に訓練する。

第3 水災防ぎょ訓練

水災防ぎょ訓練は、水害を軽減するための応急措置を行うもので、基本訓練と水防訓練

に区分して定める。

1 基本訓練

基本訓練は、招集・出動、人命救助、避難誘導、通信連絡及び情報収集等の訓練について計画をたてておくものとする。

(1) 招集・出動

国土交通大臣又は知事が発する水防警報により次のような体制がとられる。

第1段階	待機警告
第2段階	洪水予報、水防警報等の情報連絡、水防資機材の整備点検、堤防巡視、通信輸送の確保等の準備
第3段階	出動

(2) 人命救助

危険が切迫したものを救助するため、資機材を十分活用した救助方法を主眼に訓練する。

(3) 避難誘導

越水後の平地での進水速度は概ね1 km/時間により、危険が迫っている際は円滑且つ迅速に避難できる措置を訓練する。

(4) 通信連絡・情報収集

有線又は無線による通信連絡を活用し、現場の危険な原因、越水、決壊等の原因、範囲、程度及び道路の冠水、橋の流失、建築物の被害又は避難者の状況等を確認し、情報収集及び選別要領を主眼に訓練する。

2 水防訓練

(1) 水防訓練は、消防機関が行う水防の総合訓練であり、警戒が円滑に措置できるよう訓練する。警戒訓練の主なものは次のとおりとする。

ア 警戒実施の時期、範囲、程度及び方法

イ 滞水地域又は水防施設の不完全な場所の警戒

ウ いかだ、材木、船のけい留に注意し、流失浮遊による堤防等の損傷防止

(2) 水防訓練は梅雨時、台風前に行う必要があるため、関係機関協議のうえ実施する。

3 浸水地域内火災防ぎょ訓練

化学工場等には危険薬品などがあるため、地帯が浸水した場合の危険排除又は薬品等に起因する火災、火気使用による火災の想定など、状況に応じた防ぎょを主眼に訓練する。

第4 救助・救急訓練

災害時及びその他の事故により発生する傷病者及び要救助者等を迅速、適切に救命、救助するために実施する。

1 救助訓練

人命救助は、一分一秒を争うものであり迅速周到を要求され、必要資機材の効果的使用方法及び救助作業に堪えうる身体養成が必要なため、各種操法等を消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）により、要救助者の確認のための人命検索及び救出行動並びに危険が切迫している者を安全な場所に誘導する訓練等を主眼に訓練する。

2 救急訓練

救急訓練は、救急隊員の行う応急措置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）により傷病者の取り扱い、救急隊員の応急措置、搬送及び医療機関との連絡要領を主眼に訓練する。

第5 総合防災訓練

総合防災訓練は、構成市町の地域防災計画に基づき、消防機関の任務分担について、他の防災機関との連携、部隊運用を主眼に訓練する。

第6 大規模地震防災訓練

大規模な地震を想定した防災訓練は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に準拠して行なうものであるが、その内容等については、第13章地震災害対策計画に定めるところによる。

第7 その他関係機関が実施する訓練の参加

埼玉県、吉川市、松伏町及びその他の関係機関、団体の実施する訓練について積極的に参加し、相互の連携を密にして訓練効果の効率化を図る。

第6章 災害予防計画

災害予防計画は、災害の未然防止又は災害が発生した場合にその被害を最小限度に防止するために樹立する。火災予防は、住民、消防対象物関係者等による自主予防体制の確立が肝要であり、立入検査による保安の確保と現況に即した適切な指導により、災害の予防と被害の軽減を図る。

第1節 火災予防指導

消防対象物の関係者、防火管理者及び危険物取扱者等に対して、消防関係法令の周知、消防計画、予防規程等の作成、防火対象物の自主検査及び自衛消防組織の充実強化等の防火管理体制の指導育成に努めるとともに、各事業所及び各種団体に対して、防火思想の普及と消防訓練等の指導を行う。

対象	指導事項
防火管理者等を対象とする指導	消防法施行令第3条第1項に基づく防火管理者の資格を付与するために行う講習会への参加を促し、資格者を養成し事業所毎に消防計画を作成させ、防火管理の業務を推進し災害防止の徹底を図る。
危険物施設関係者等を対象とする指導	消防法第13条の23の規定に基づき、埼玉県が実施する保安講習会に際し、受講及び講習会実施の協力など講習目的の達成を図る。
事業所等に対する指導	防火対象物の消防訓練を推進し、消防計画の運用及び消防用設備等の設置、点検及び整備等の指導を図る。
住民組織等に対する指導	自治会等の住民組織その他各種団体を活用し、火災の実態を周知徹底して火災の未然防止、初期消火、通報及び避難等について、あらゆる広報媒体を活用し、時期に応じた広報活動を行い、住宅用火災警報器の普及、防火思想の高揚を図る。
防火協力団体の育成	少年消防クラブ等の防火組織の育成及び防火安全協会等の防火協力団体を育成し、現地指導、防火パンフレットの配布、防火ポスター等の作成及び施設見学等を通じて防火思想の普及等を図る。

第2節 予防査察

消防法第4条及び同法第16条の5の規定に基づき、防火対象物及び危険物製造所等、高圧ガス保安法第62条第1項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第1項～第4項及び火薬類取締法第43条第1項の規定に基づき立入検査を実施し、火災を未然に防止し若しくは火災による被害を最小限度にとどめるため、防火対象物の実情あるいはその後の変化並びに周囲の状況等の把握並びに防火指導に努める。

第1 査察対象物

査察対象物	区分
第1対象	政令対象物のうち特定防火対象物【(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項の防火対象物をいう】
第2対象	政令対象物のうち特定防火対象物以外の防火対象物
第3対象	危険物製造所等
第4対象	少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、高圧ガス関係施設
第5対象	第1号から第4号以外の消防対象物及び施設

第2 査察の実施

査察は、吉川松伏消防組合査察規程(平成22年吉川松伏消防組合消防本部訓令第2号)に基づき実施する。

実施方法	区分
予防査察	予防課査察員が実施する査察及び消防長、署長、予防課長が特に必要と認めたときに実施する査察並びに火災予防上緊急を要する場合に実施する査察
警防査察	署査察員が実施する査察
合同査察	予防課査察員及び署査察員が合同で行う査察

第3節 風水害等の予防指導

第1 指導及び巡視警戒

風水害による被害の発生を軽減するため、被害の発生が予想される設備、物件等について関係者に対し、防災上必要な措置を講ずるよう指導するほか、災害の危険が事前に予想

される災害危険区域等に対し、巡視警戒を行い、関係者及び付近の住民に対する指導等にあたる。

第2 土砂災害危険箇所等の定期巡回

災害危険区域中、土砂災害危険箇所等については、気象情報等により災害発生危険の予想されるときに随時行う。

第4節 地震災害の予防指導

大規模地震等の災害予防対策については、第13章 地震災害対策計画による。

第5節 広報活動

各種災害の実態、被害の軽減方法及び予防の思想及び知識の啓蒙のための広報を行う。

第1 広報紙等の利用による広報

吉川松伏消防組合消防広報規程（平成21年吉川松伏消防組合消防本部訓令第3号。以下「消防広報」という。）によるもののほか、構成市町広報紙、本組合ホームページ及び構成市町の防災行政無線を利用して広報する。

第2 諸行事の利用による広報

1 火災予防運動時の広報活動

ポスター等の掲出又はチラシ等の配付及び横断幕等の掲出並びに消防団と協力して消防車両による巡回広報を行い、報道機関又は防火管理者等を通じて主旨の徹底を図り、火災予防運動の効果を高める。

2 消防訓練などによる広報活動

住民の直接参加により消防への関心度を高めるとともに体験を通じて、火災予防及び各種災害による被害軽減の重要性を認識させる。

3 事業所、自主防災組織等を通じて、災害予防の広報活動を行う。

第7章 警報発令伝達計画

警報発令伝達計画は、異常気象時に火災を未然に防止するため、消防機関が火災警報を発令し及び解除し、また、これを速やかに住民その他関係機関へ周知させ、伝達する方法を定める。

第1節 火災警報

火災警報は、消防法第22条の規定に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認められるとき発令し、火災警報を発令及び解除する場合は、住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第1 火災警報の発令基準及び解除

1 埼玉県知事から火災気象通報を受け、気象状況が次の基準に該当し、火災の発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に市・町長が発令並びに解除する。

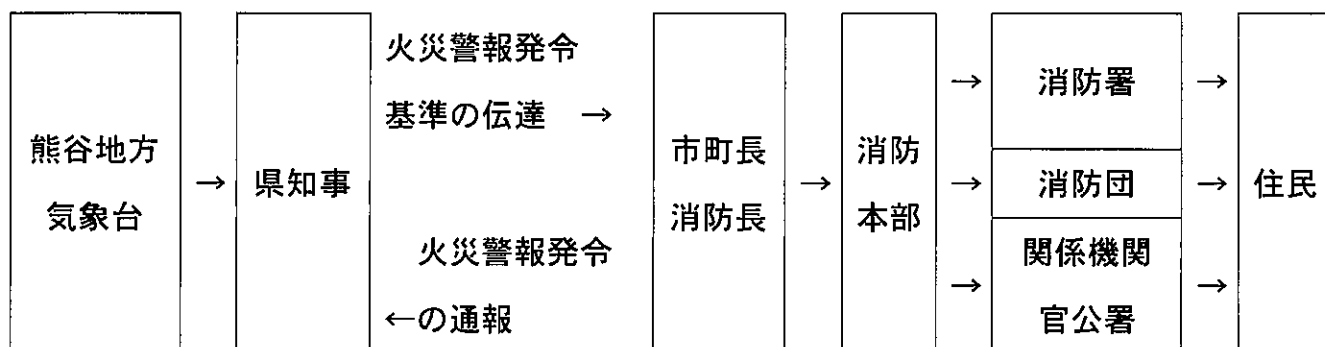
- (1) 実効湿度が55パーセント以下で最小湿度が25パーセント以下になったとき
- (2) 実効湿度が60パーセント以下で最小湿度が30パーセント以下となり、最大風速10メートルを超える見込みのとき。
- (3) 風速12メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 火災警報は、火災警報に関する協議書（平成28年4月1日一部改正、近隣2市2組合締結）第5の規定により、消防長は関係消防長と協議し発令することができる。

3 火災警報の解除は、埼玉県知事から火災気象通報解除の通報を受けたとき、又は平常の気象に復したとき解除する。

第2 火災警報の発令系統は、下図のとおり。

火災警報発令系統図



第3 住民に対する周知方法

- 1 消防法施行規則第34条及び別表第1の3の規定に基づき、適宜周知する。
- 2 消防車両による巡回広報
- 3 防災行政無線等による広報
- 4 官公署、関係事業所等に有線連絡

第4 広報内容

- 1 山林、原野において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- 6 屋内において、裸火を使用するときは、窓及び出入口等を閉じて行うこと。

第2節 その他の警報の伝達及び周知

気象予報及び警報を受けた場合は、関係機関へ連絡して周知徹底を図り、災害対策本部
その他関係機関と連絡を密にし、避難を要する事態に備えて必要な措置をとる。

第8章 情報計画

情報計画は、災害発生が予想されるとき、又は災害が発生したときに消防機関として災害情報及び被害状況等を迅速かつ正確に把握して、関係機関へ報告及び通報できるように定める。

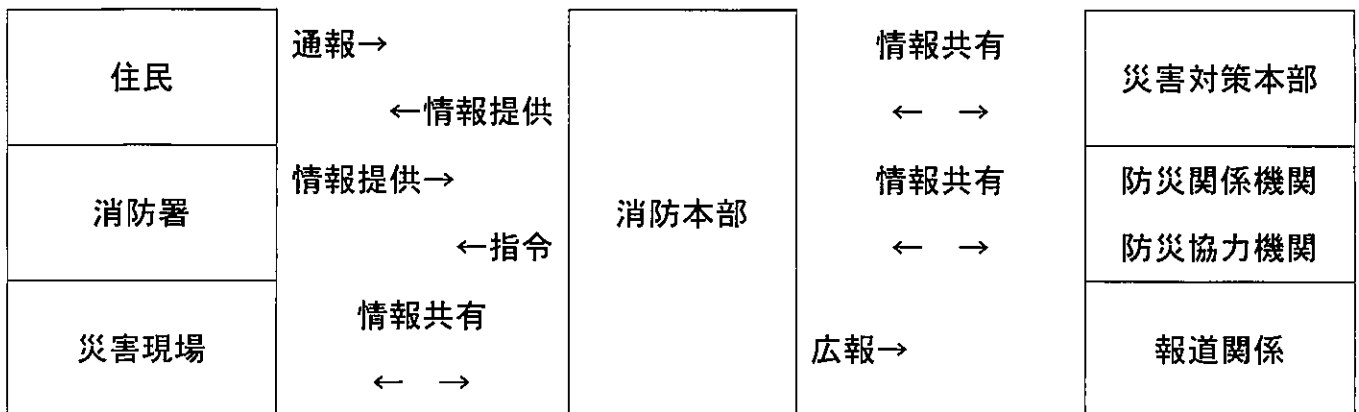
第1節 情報収集

消防本部においては、災害に対する的確に措置するため、住民からの情報、消防署所からの各種報告等の情報、災害現場からの状況報告等の情報、災害対策本部からの情報、防災関係機関からの情報及び気象等の情報を収集し、整理するものとする

第1 法令上の情報等に関する義務

- 1 消防組織法第40条
- 2 災害対策基本法第51条
- 3 水防法第9条・第25条

情報収集系統図



第2 収集方法

災害発生を覚知し収集する方法は、住民による火災報知専用電話（119番通報）が最も有効な手段であり、その他有線通信途絶時は、消防無線等を最大限に活用するものとし、次の方法により災害を覚知し収集する。

- ・消防職団員を配置させた各消防署、各消防団器具置場等への駆け付け通報の巡回広報
- ・各消防署、各消防団器具置場等への駆け付け
- ・出動中及び巡回中の隊

- ・出勤又は参集する消防職団員
- ・高所見張り員の配置
- ・消防活動支援要員の活用

第3 情報内容

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 報告時刻及び受信時刻 | 6 災害発生日時 |
| 2 受発信担当者 | 7 災害の発生場所及び地域 |
| 3 受発信機関 | 8 被害の程度及び概要 |
| 4 災害種別 | 9 応急対策の概要 |
| 5 災害の原因 | 10 その他必要な事項 |

第2節 情報報告及び連絡

消防本部が情報を収集したときは、次の区分によりそれぞれの担当課が関係機関へ報告及び連絡を行う。

第1 消防組織法の報告

消防統計及び消防情報の報告は、消防組織法第40条により、埼玉県知事を通じて消防庁へ報告する。

- 1 報告義務者は管理者とし、報告責任者は消防長とする。
- 2 火災報告の書類提出及び期限は、火災報告取扱要領（平成6年消防災100号）に定めによる。
- 3 火災及び救急に関する報告は、火災報告取扱要領及び救急事故等報告要領（昭和39年自甲教発第18号）に基づき行う。
- 4 火災・災害即報、救急・救助事故即報、災害即報等の基準は、火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の定めによる。
- 5 詳報基準は、消防庁長官の指示のあったものとする。
- 6 航空機事故に係る災害は、警察と事故が発生した構成市町へ連絡する。

第2 他の法令

構成市町の長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第51条及び地域防災計画の定めにより、災害に関する情報収集及び伝達に努める。

- 1 消防長、消防署長、水防団長又は消防団長は、水防上危険であると認めたときは水防

法（昭和24年法律第193号）第9条の規定により、直ちに当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

2 消防長、消防署長、水防団長又は消防団長は、堤防が決壊したときは水防法第25条に規定により、直ちにこの旨を関係者に通報する。

第3 報告事項

消防長又は消防署長は、災害の情報及び報告事項等を定め、その事務を担当する当事者に周知徹底する。

第4 報告要領

1 災害対策本部設置以前における措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住民又は各種関係機関から災害に関する情報を受けた職員は、直ちに消防長に報告する。

(2) 巡視により災害を覚知したときは、直ちに消防長に報告する。

(3) 消防長は、前号の通報又は被害状況等を構成市町の長に報告するとともに災害に関する速報的な情報を職員に周知させる。

2 災害対策本部が設置されたときの措置は、前項に定めるもののほか、構成市町の地域防災計画の定めるによる。

第3節 情報広報

災害予防、災害対策及び人命保護等については、住民の協力が必要であり、災害が発生したとき被害地域の混乱防止、人身の安全を図るため、その状況に応じた住民及び報道機関に対する広報活動を迅速かつ適切に実施する。

第1 広報活動の時期

広報活動の時期は、消防広報の定めのほか、災害状況を周知する必要があるとき、避難準備が必要なとき、避難場所を周知させるとき、避難誘導をするとき、又は警戒心を啓蒙若しくは災害による被害を予防しようとする時期とする。

第2 広報の内容及び方法

広報活動は、消防広報に定めるものによるほか、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部広報の担当と相互に連絡協調を図り実施する。

第3 住民に対する広報

住民に対する広報は、いたずらに心理を動揺させることなく災害状況等を的確に広報するため、消防広報に定めるものによるほか、次に掲げる方法により行う。

- 1 車両巡回 消防車両等による巡回放送
- 2 掲示板 消防署及び臨時掲示板による掲示
- 3 口頭伝達 消防職団員による携帯拡声器による伝達
- 4 ホームページ 消防組合ホームページ上で掲示
- 5 その他の方法

第4 報道機関等に対する広報

報道機関等に対する広報は、吉川松伏消防組合消防広報規程第9条2項及び第15条に定めによる。

第4節 情報記録

災害情報は、被害状況の確認及び事後の災害対策の資料として重要なものであるため、次により記録及び保存をする。

第1 記録

1 火災

火災の記録は、警防規程第52条第1号及び吉川松伏消防組合火災調査規程（平成23年吉川松伏消防組合消防本部訓令第1号）第44条及び第45条規定に基づき作成する。

2 救急

救急の記録は、吉川松伏消防組合救急業務に関する規程（平成20年吉川松伏消防組合消防本部訓令第11号）第43条の規定に基づき作成する。

3 救助

救助の記録は、警防規程第52条第2号の規定に基づき作成する。

4 その他災害

その他災害については、警防規程第52条第3号の規定に基づき作成する。

第2 保存方法

災害状況調査書、報告書、記録写真、広報資料等について災害ごと整理し、吉川松伏消防組合文書管理規程（平成13年吉川松伏消防組合訓令第1号）の規定に基づき、所定の期間保存する。

第9章 火災警防計画

火災警防計画は、火災を警戒し、鎮圧するために警防部隊の機能を最高度に発揮して住民の生命、身体及び財産の被害を最小限度に阻止するため、消防職団員の招集、出動、警戒、通信及び火災防ぎよの運用については、警防規程の定めのほかは、次による。

第1節 消防職団員の招集

非常災害時において、現有消防力を最大限に活用するため、全消防職団員の動員について定める。

第1 招集

- 1 非常災害時には、週休者等及び消防団員を状況に応じて招集し、災害対策活動を行う。
- 2 招集の場所は、週休者等は勤務場所の所属参集とし、災害その他の情勢から所属参集が困難である場合又は不可能な場合は、直近の署所に参集する直近署所参集とする。消防団員は、当該受持区域の消防団器具置場へ参集とする。

第2 招集体制及び基準

警防本部及び署隊本部を設置し部隊の増強を図り、活動体制を整備強化するための事態の状況に応じた招集の基準は、警防規程第31条によるほか、次による。

1 職員

次の非常招集区分による。

種別	招集区分	招集者	招集時期
火災	第1招集	全署出動する中隊に属する週休者、待機班	警防規程の出動計画及び現場最高指揮者が認めるとき
	第2招集	第1招集以外の職員で火災状況の対応に要する人員で招集を受けた者	第1招集により更に消防隊要員の増強が必要と現場最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	大規模火災又は長期化する火災で、消防隊要員の増強が必要と警防本部長が認めたとき
風水	警戒準備	待機班	待機体制に定めによる

害等 ・ 自然 災害	第1招集	全署出動する中隊に属する週休者、待機班	大雨・洪水及び暴風等により相当の被害が発生又は発生が予測され、消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めたとき
	第2招集	第1招集以外の職員で災害状況の対応に要する人員で招集命令を受けた者	第1招集により更に消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	大規模災害又は長期化する災害で、消防隊要員の増強が必要と警防本部長が認めたとき
地震	警戒準備	待機班	待機体制に定めによる
	第1招集	全署出動する中隊に属する週休者、待機班	地震により相当の被害が発生又は発生が予測され、消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めたとき
	第2招集	第1招集以外の職員で被災状況の対応に要する人員で招集命令を受けた者	第1招集により更に消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	震度5弱以上の地震を覚知したとき、又は地震により被害が甚大で、消防隊要員の増強が必要と警防本部長が認めたとき
救急 救助 事故	第1招集	全署出動する中隊に属する週休者、待機班	救急救助現場において、消防隊要員が必要と現場最高指揮者が認めたとき
	第2招集	第1招集以外の職員で事故状況の対応に要する人員で招集命令を受けた者	第1招集により更に消防隊要員の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	消防隊要員の増強が必要と警防本部長が認めたとき
武力	警戒準備	待機班	待機体制に定めによる

攻撃 事態 等	第1招集	本部職員の管理職者、待機班	県に国民保護対策準備室が設置された場合
	第2招集	全署出動する中隊に属する週休者、本部職員	市町村に緊急事態連絡室が設置された場合
	第3招集	全員	市町村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合

※ 招集する職員数については、原則として招集欄の職員とするが、現場指揮者、警防本部長等の判断により増減することができる。

※ 待機班は別に定める吉川松伏消防組合待機体制による本部職員で構成する班

※ その他招集に関する体制については、別に定める警防支援班設置要綱及び消防職員非常参集マニュアルの規定による。

2 消防団員

通常災害時を含み、次の非常招集区分による。ただし、種別により発生が予測される災害は、消防団担当課にて消防団長を経由し警戒準備を消防団員に連絡する。

種別	招集区分	招集者	招集時期
火災	第1招集	発生場所の管轄区域の分団	現場最高指揮者が認めるとき又は自己覚知したとき
	第2招集	発生場所の管轄区域周辺で災害状況の対応に要する分団	第1招集により更に分団の増強が必要と現場最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	大規模火災又は長期化する火災で、分団の増強が必要と警防本部長が認めたとき
風水 害等 ・ 自然 災害	第1招集	発生場所の管轄区域の分団	現場最高指揮者が認めるとき又は自己覚知したとき
	第2招集	発生場所の管轄区域周辺で災害状況の対応に要する分団	第1招集により更に分団の増強が必要と現場最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	大規模災害又は長期化する災害で、分団の

			増強が必要と警防本部長が認めたとき
地震	第1招集	発生場所の管轄区域の分団	地震により相当の被害が発生又は発生が予測され、分団の増強が必要と最高指揮者が認めたとき、被害が発生又は発生が予測されると自己覚知したとき
	第2招集	発生場所の管轄区域周辺で災害状況の対応に要する分団	第1招集により更に分団の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	震度5弱以上の地震を覚知したとき、又は地震により被害が甚大で、分団の増強が必要と警防本部長が認めたとき
救急救助事故	第1招集	発生場所の管轄区域の分団	救急救助現場において、分団が必要と現場最高指揮者が認めたとき又は自己覚知したとき
	第2招集	発生場所の管轄区域周辺で災害状況の対応に要する分団	第1招集により更に分団の増強が必要と最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	事故が甚大で分団の増強が必要と警防本部長が認めたとき
武力攻撃事態等	第1招集	分団長、副分団長	県に国民保護対策準備室が設置された場合
	第2招集	事態内容の対応に要する分団	市町村に緊急事態連絡室が設置され、事態の内容により最高指揮者が認めるとき
	第3招集	全員	市町村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合

※ 招集する消防団員数については、原則として招集欄の消防団員とするが、現場指揮者、警防本部長等の判断により増減することができる。

3 招集の免除

招集は、次のいずれかに該当する消防職団員には、適用しない。

- (1) 休職中又は停職中の消防職団員
- (2) 傷病、出産又は隔離による休暇中及び育児休業中の消防職団員
- (3) 出張、入校、派遣又は旅行中の消防職団員（参集可能な職員を除く。）
- (4) 前各号に掲げる消防職団員以外の消防職団員で所属長等が認める消防職団員

第3 参集

- 1 招集を受けた消防職団員は、迅速に参集するよう努めなければならない。
- 2 参集時には、次の事項に留意する。
 - (1) 参集時は、安全管理を徹底し、消防活動に適する服装とし、食糧等を携行する。
 - (2) 参集途上において必要な情報を得たときは、参集後、直ちに所属長等へその状況を報告する。
 - (3) 災害状況などにより参集が不可能な場合は、適宜の方法により指揮本部、警防本部等に連絡する。

第2節 出動

第1 通常災害時

警防規程第40条別表第5の出動計画の出動区分の第1出動及び第2出動の定め並びに第9章第1節第2招集体制及び基準の2消防団員による。

第2 非常災害時

警防規程第40条別表第5の出動計画の出動区分の第3出動の定め並びに第9章第1節第2招集体制及び基準の2消防団員のほか、複合又は同時多発的に災害が発生する場合は、次の選別により優先的に出動する。なお消防団の活動については受持区域内の災害活動を優先し、受持区域外への出動は指令を受けた場合及び受持区域内に災害の発生がない場合とする。

区分	種別
第1優先	避難地及び避難経路確保優先原則
第2優先	重要地域優先の原則
第3優先	消火可能地域優先の原則
第4優先	市街地火災消防活動優先の原則
第5優先	重要対象物優先の原則

第3 応援

隣接市町消防相互応援協定、埼玉県下消防相互応援協定、茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定及び緊急消防援助隊埼玉県大隊応援等実施計画に基づき出動する。

第4 その他災害

特殊災害や集団災害、タンクローリー等の転覆及びガス漏れによる危険排除等は、警防規程の出動計画に基づき、その内容、規模に応じた車両で出動させ確認にあたる。

第3節 警戒

警戒計画は、気象状況の悪化に伴い、火災発生危険及び延焼拡大のおそれのあるときの火災警報発令時の警戒、各種災害発生時の警戒及び火災発生多発期における特別警戒について定める。

第1 火災警報発令時の警戒

火災警報発令時は、警戒の万全を期するため警報発令伝達計画に基づき、関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起及び啓発にあわせて次の事項に留意する。

- 1 機械器具の点検及び積載ホースの増強を行う。
- 2 通信施設の試験を行い機能の保全に努める。
- 3 消防団においては、招集に応じられる態勢を整える。
- 4 その他警防活動上、必要な事項。

第2 災害時の警戒

災害時の警戒計画は、地震、火災、その他風水害等に伴い、二次的に発生する火災に備えて、警戒するものとする。

1 地震

- (1) 地震襲来と同時に、人員及び消防車両を安全地帯に移動させること。
- (2) 消防車両の無線局を開局させること。
- (3) 火災対応資機（器）材、救急対応資機（器）材及び救助対応資機（器）材を各車両に増強し出動に備える。
- (4) 危険区域等の巡回広報。
- (5) その他必要な事項。

2 火災

(1) 飛火警戒

飛火防ぎよは、主として消防団をこれに当て、警戒待機と警戒巡らとに区分する。なお、消防団の運用については、消防長は消防団長と協議して決定する。

(2) 飛火危険

飛火危険は、おおむね次の場合である。

- ア 強風時の火災の場合
- イ 木造大建築物の火災の場合
- ウ 木造建物密集地域の火災の場合
- エ 高地又は低地建物火災の場合
- オ 飛散しやすい藁葺屋根等の火災の場合
- カ 延焼拡大時の火災の場合

(3) 飛火警戒範囲

一定しがたいが、おおよそ次に準拠すること。

- ア 風速5メートル以内のとき、概ね500メートル以内
- イ 風速10メートル以内のとき、概ね1,200メートル以内
- ウ 風速10メートルを超えるときは、その状況に応じた警戒範囲を設定する。

第3 その他の警戒

- 1 火災多発期の警戒
- 2 年末特別警戒
- 3 祭典等特別警戒

第4節 通信

消防通信及び消防無線は、災害発生時はもとより通常時の消防業務を効率的に遂行するため、通信取扱の訓練と機器の整備に努め、緊急通信運用に万全を期する。

第1 消防通信

火災報知専用電話等により災害の通報を受信し、消防隊へ指令し、及び応援隊を要請し、並びに関係機関へ連絡するなどの取扱いは、吉川松伏消防組合消防通信規程（平成28年吉川松伏消防組合消防本部訓令第5号）に定めるほか、次のとおりとする。

1 災害通報

災害通報の受信は、必要事項を正確に聴取するとともに、交信内容を整理する。

2 指令通信

警防部隊の運用は、警防規程に定める出動計画に基づき、迅速的確に指令する。

この際、他の交信は中断する。

3 その他の通信

災害の状況により、関係機関の協力を要請する場合は、指令通信に準ずる。

4 通信順位

複合又は同時多発的における災害時は、指令通信のほか、警防部隊からの報告、関係機関に対する連絡、住民等からの問い合わせ等で通信の混乱が予想されるため、通信順位は吉川松伏消防組合消防通信規程第13条のとおりとする。

通信順位	
1	災害通報
2	指令通信
3	指揮命令
4	現場報告
5	支援情報通信
6	通常通信

※ 上位の通信は、下位の通信を中断して行うことができる。

5 至急通信

急を要する状況報告に限り、吉川松伏消防組合消防通信規程第14条のとおり取り扱うものとし、他のすべての通信に優先させ通信するものとする。

第2 無線通信

警防部隊の出動時及び有線通信途絶時に災害の通報を受信し、情報を収集し、並びに警防部隊の指揮運用及び相互連絡を迅速適確に実施するため、その取扱いは、次のとおりとする。

1 使用電波

(1) 活動波1（消防波）、活動波2（救急波）

管轄区域に出動する警防部隊が使用する。

(2) 主運用波

消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定により応援・受援する警防部隊が使用する。

(3) 統制波

県外への応援出動、広域災害時の情報収集又は指令室において特に必要があると認めるときに使用する。

2 2波以上の電波使用

(1) 複数災害が発生した場合

先に出動した無線局は活動波1（消防波）を使用し、第2災害へ出動した無線局は活動波2（救急波）若しくは吉川松伏消防組合消防通信規程第6条第2項に規定された管理運用責任者の指示によるものとする。

(2) ヘリと交信の必要が生じた場合

ドクターヘリ、防災ヘリと交信の必要が生じた場合は、当該管制指定の周波数を使用する。

3 その他の通信

その他の消防用無線及び防災行政無線の取扱については、別に定める。

第5節 火災防ぎよ

火災は、消防対象物の状況のほか、地形、気象、その他の消防事象に適応した効果的防ぎよが必要であり、防ぎよ困難区域、指定防火対象物及び消防活動上支障ある施設等の火災その他警備上必要な火災について防ぎよ計画を策定し、警防部隊の効果的運用を図る。

第1 火災防ぎよ計画策定要件

- 1 防ぎよ上必要な消防力の予定数及び出動隊
- 2 各隊の到着時分及び部署すべき予定水利
- 3 人命検索及び救助方法
- 4 各隊の進入方法及び防ぎよ担当面
- 5 延焼防止のため消防力を集中する場所
- 6 飛火警戒の方法
- 7 避難誘導及び避難予定場所

8 断・減水時、火災期及び強風時等の場合の方策

9 その他特殊な事象に対処する方策

第2 部隊の編成

警防部隊の部隊編成及び出動区分は、警防規程第5条及び第40条の定めのほか、第2章第3節第2非常災害時の部隊を現在消防力、災害状況を警防本部にて総合分析し編成する。

第3 出動時の留意事項

1 車両運行

火災現場へ出動する各部隊は、経路、水利部署等を総合的に考慮し、安全かつ迅速に現場へ到着するよう配慮し、交通諸法令を遵守し、事故防止に細心の注意を払い、安全確保に最善を尽くさなければならない。

2 二次火災

火災出動中、他に火災が発生した場合は、待機隊が出動する。なお、出動途上において二次火災に遭遇した場合は、その状況を報告するとともに防ぎよ困難区域に発生した火災で人命危険のおそれが大であると認められる場合にあっては、遭遇した最初の部隊は機を失することのないよう防ぎよにあたる。

第4 出動時の無線連絡

出動時には、基地局及び移動局相互の連絡を密にし、消防活動等に必要な事項の連絡について支障を生じないように努めなければならない。

第5 水利統制

消防水利の不足する地域においては、有効な放水口数を確保し、効果的な消火活動を実施するため、水利統制に十分配慮する。

第6 活動時の方針

現有消防力と災害状況の優劣にもよるが、第9章第2節第2非常災害時における複合又は同時多発的に災害が発生する場合を含め、活動方針は次のとおりとし、その他活動する部隊の最高指揮権者の活動方針とする。

1 消火活動の優先

最も被害を増幅するものは、各種災害により発生する火災であるため、早期の火災鎮圧、拡大防止にあたる。

2 人命救助、救急活動

延焼拡大する火災が群発し著しく消防力が劣勢である場合は、人命を優先し救助、救急及び避難誘導を優先した活動にあたる。

3 安全管理

現有消防力及び消防活動の維持継続を図るため、二次的災害は基より活動にあたる各指揮者は危険が迫れば活動中止、退避など根幹的な安全管理の徹底にあたる。

第7 消防職団員等の活動区分

1 消防職団員は、活動において連携一体となり一挙鎮圧に総力挙げるものとするが、複合又は同時多発的に災害が発生する場合の消防職団員の活動は、次の区分による。

消防職員	消火、救急救助、避難誘導、情報収集、応援等の受入準備などのうち、高度な消防技術を要する災害対応
消防団員	単独又は消防本部と協力し上記活動を行う

2 吉川松伏消防組合消防活動支援員設置要綱に基づく支援員は、次の活動に従事する。

(1) 警防部隊の後方支援

ア 資機材の管理及び搬送

イ 避難者の応急手当

ウ 避難者誘導

(2) 情報収集

ア 自宅周辺の被害状況の報告

イ 参集途上の道路、建物等の被害状況及び危険箇所についての報告

ウ 消防署及び消防分署における住民からの情報収集

(3) 災害活動支援

ア 応援部隊の誘導、地理案内等の活動支援

イ 活動中の警防部隊への食糧、飲料水等の供給

第8 活動時の留意事項

1 防ぎよ困難区域の火災

(1) 防ぎよ困難区域は、一般に木造建物が密集し、道路、地形及び水利の状況が悪く、急速に延焼拡大するおそれがあるため、建築物の構造、規模、業態、出火場所及び延焼速

度等を総合的に判断し活動する。

- (2) 大火災の危険、飛火の発生危険を考慮して、時期を失することなく飛火警戒隊等の援護部隊を配置するものとする。
- (3) その他延焼の媒体となる家財道具の搬出、避難などによる現場の混乱を防止する等消防活動に支障となる要素を対処する。
- (4) 災害時における消防隊及び救助隊等への情報提供と誘導等について関係者から十分に情報収集する。

2 消防活動上支障ある施設（危険物施設等）の火災

- (1) 油脂類、都市ガス、液化石油ガス、電気、薬品、R1等の火災は、その種類や状態によって燃焼過程が異なり、人命及び施設の損傷が甚大となる恐れが大きいため、一挙に鎮圧し、又は拡大を防止する。
- (2) 人命救助及び隊員の安全確保と広範囲にわたる警戒、広報体制の必要性があるため、施設、物質の性状等を災害時の関係者からの情報収集を基に、消防隊等の誘導、特殊資機材及び消火薬剤等を考慮し、併せて警戒区域の設定を行う。

3 地下階（洞道を含む。）の火災

- (1) 地下階の火災は、気象の影響を受けないが大量の煙が発生し、火災時間も長引くことが予想される。従って避難、進入が困難であり、人命危険が大きいため、初期対応が重要である。
- (2) 地下階の防ぎよにあたっては、防火管理者等との連絡を密にして状況を適確に把握し、内部に進入する場合には、隊員の安全確保に留意し、情勢の変化に対応できる体制を整える。

4 車両火災

鉄道車両、バス等大量の人員輸送車両及び危険物、高圧ガス及び毒物・劇物運搬車両等の火災においては、人命救助、避難誘導及び二次災害の防止に努め、積載品の毒物や危険物類から安全確保を図った火災防ぎよを行うなどの救助活動等を行う。

5 航空機火災

外周から包囲的な防ぎよ部署及びホース延長の部署をし、人命救助に専念するとともに、火災鎮火前後における機体の爆発等もあるので十分注意し、特に鎮火後における未燃焼油類の流失については、引火防止、流動防止に努める。

6 火災警報発令時又は強風時の火災

- (1) 火災は、異常気象を要因として大火災に拡大する事例が多く、火災警報発令時又は強風時には初期の活動が防ぎよの成否に重大な係りをもつため、消防職団員の招集、出動部隊の増強など初動体制を十二分に配備する。
- (2) 防ぎよにあたっては、有効放水による延焼阻止と飛火の警戒に留意し、火面拡大防止を図る。

第10章 風水害等警防計画

この計画は水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき風水害等の水害に対し関係機関と密接な連絡のもとに災害に応じた体制を確立する。

第1節 消防職団員の招集

第1 風水害等の災害時における消防職団員の招集は、第9章火災警防計画の消防職団員の招集に準ずる。

第2 風水害等の災害時における消防職団員の態勢は、構成市町の地域防災計画に定めるもののほか、江戸川水防事務組合の水防計画の定めるところによる。

第2節 災害危険箇所の調査

浸水危険地域、土砂災害危険箇所、重要水防区域及び重要箇所等について、事前に調査し、災害予防及び応急対策の資料とする。

第1 対象

1 浸水危険地域

洪水、河川堤防の決壊、水路等の氾濫及び雨水等の停滞等、諸条件から浸水により被害の発生が予想される地域

2 土砂災害危険箇所

急傾斜地の崩壊による災害危険箇所

3 重要水防区域及び重要箇所

各管理者が指定した区域及び箇所

4 農業用取水堰及び水門等

各管理者が管理する施設

第2 対象の把握方法

防災機関、河川管理者等及びがけ地所有者等と密接な連絡をとり、時期を逸することのないよう、災害危険箇所の現況確認と被害を受けるおそれのある範囲の状況及び応急処置等について実態を把握する。

第3節 警防対策

災害発生危険箇所等について、災害の発生を予防し、又は被害を軽減し、人命の安全を図るため、現況に応じた指導を行う。

第1 予防措置

関係機関と緊密な連絡を図り、災害発生危険箇所等の管理者に対して、防災上必要な措置を要請するとともに、被害を受けるおそれのある者に対して、災害時の安全及び避難の方法等予防措置の指導を行う。

第2 広報活動

災害時における広報活動は、原則として構成市町の地域防災計画の定めるところによるものであるが、災害対策本部設置前における広報活動は、時期を失することのないよう対処するものとする。

第4節 災害活動

第9章火災警防計画第2節出動、第4節通信、第5節第2部隊の編成、第3出動時の留意事項、第4出動時の無線連絡、第6活動時の方針、第7消防職団員等の活動区分に準拠し、災害予防対策活動の出動区域、部隊及び区分については、災害の状況及び気象状況に応じて警防本部等が決定する。

第1 部隊の配備

風水害等の災害発生が予想されるときは、通常災害時又は非常災害時の部隊編成を行い、備蓄資材を整備して待機する。

第2 警戒出動

浸水、土砂災害その他災害の予想される危険箇所については、その状況を確認し、危険の著しい箇所については、付近住民又は関係者に予防措置を講ずるよう促し、又は避難について注意を与え、若しくは、部隊を出動させて措置を行わせるための巡視警戒を行う。

第3 被害の調査

出動隊の長は、活動概要及び被害状況を記録して、速やかに概要を消防長に報告するとともに、災害活動終了後、全ての活動状況を取りまとめ、詳細な報告を行う。なお、被害が広範囲にわたる場合は、調査班を編成して調査を行い、被害を集計し同様事案発生時の資料とする。

第11章 避難計画

避難計画は、災害が発生せんとし又は発生した場合において、住民の生命身体を災害から保護するため、構成市町の地域防災計画によるほか、構成市町村長等から依頼があった場合、危険区域にある住民に対して避難のための勧告又は指示し安全な場所に避難させる等の人命の被害の軽減を図る。

第1節 避難のための勧告及び指示

第1 避難の勧告指示

大規模な火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命あるいは身体を保護するため特に必要があると認めるとき、市長又は町長は災害対策基本法第60条の規定により、必要と認める区域の住民に対し、避難のための勧告及び指示を行う。

第2 市長及び町長の権限を代行しての事実行為

- (1) 消防長又は消防署長が、緊急に避難を指示する必要があると認めるときは、当該市長又は町長と連絡のとれる場合は危険の実状を報告し、指示を仰ぎ、指示内容を関係住民に伝達し、避難誘導に万全の措置を行う。
- (2) 連絡のいとまがないほど緊急を要する場合には、消防長又は消防署長が的確な情勢判断によって、関係住民の安全が図れるよう適切な避難措置を行い、その経過と事後の措置状況を報告して了解を求めるとともに、その後の対応について必要な指示を受ける。

第3 消防職団員などが行う退去の指示

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、状況に応じて消防法第23条の2第1項及び第28条第1項の規定により、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

- 1 火災が拡大するおそれのあるとき
- 2 風水害、洪水等の自然災害による被害の発生が予想されるとき

- 3 危険物、高圧ガス等の爆発のおそれのあるとき
- 4 毒物劇物の飛散、漏れ、流失等により危害のおそれがあるとき

第2節 勧告及び指示の伝達

第1 避難勧告及び指示の伝達

避難勧告及び指示を関係住民に確実に伝達できるよう、次による伝達手段を活用する。

- 1 避難勧告及び指示の伝達は、構成市町の防災行政無線及び巡回広報等を利用する。
- 2 避難勧告及び指示の内容は、適切かつ容易に判断できるものとする。
- 3 避難勧告及び指示は、時期を失することのないよう正確に漏れなく、全ての関係住民に伝達する。

第2 伝達事項

関係住民に周知徹底する伝達事項は、次のとおりとする。

- 1 勧告又は指示者
- 2 勧告又は指示の理由及び区域
- 3 避難施設及び場所（以下「避難場所」という。）
- 4 避難経路
- 5 注意事項（火災や盗難の予防、携行品、服装等）

第3 避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という。）は、避難者を安全に誘導するとともに、誘導要領にあっては、次のとおりとする。

- 1 早めに避難地区の要介護者を把握し、必要な資機材及び誘導員を集める。
- 2 避難の誘導に当たっては、災害時要介護者を優先する。
- 3 出発、到着の際には必ず人員の点呼を行い、避難者を把握する。
- 4 避難集団が大規模な場合は、住民グループを適切な人数に分割して、誘導員を適切に配置する。
- 5 必要に応じて誘導ロープにより安全を確保する。
- 6 誘導員は毅然たる態度で、避難経路及び避難場所を指示する。
- 7 誘導員自ら、パニック状態に巻き込まれないようにする。
- 8 住民の携行品は、必要最低限にとどめさせる。
- 9 避難に当たっては、住民を走らせないようにする。

- 1 0 生徒、児童の避難については、学校関係者と連絡を密にして避難誘導を行う。
- 1 1 すでに避難した家屋には、目印をつけて伝達の重複を避ける。
- 1 2 避難行動の際は、自主防災組織等の役員の強力を得る。
- 1 3 避難場所又は安全な場所に確実に誘導する。

第3節 避難場所及び避難経路の選定

避難場所、避難経路の選定及び長時間・長距離避難については、次のとおりとする。

第1 避難場所

避難場所は、構成市町村の地域防災計画による。

第2 避難経路の選定

避難経路の選定に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 避難経路は、各種災害の危険が予測される区域の通過を避ける。
- 2 指定された避難場所が、災害状況により使用不能となった場合は、代替避難場所へ誘導するため、代替避難場所への経路把握に努める。
- 3 構成市町の地域防災計画に明記された避難経路を、関係住民に対して周知徹底を図る。

第4節 避難経路の安全確保

避難経路の安全確保に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 第1 避難経路は、事前に安全性を確保する。
- 第2 安全輸送に関し、警察、自衛隊等と協議する。
- 第3 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際し関係住民に伝達する。
- 第4 避難場所までの案内板を要所に掲示する。
- 第5 災害状況を適宜判断して、安全な経路を利用する。
- 第6 マンホール、側溝、小河川の氾濫、土砂崩れ、道路の亀裂及び陥没等に注意する。
- 第7 危険箇所や避難経路などは、ロープ展張、警戒員等を配し、二次災害を防止する。
- 第8 夜間においては、照明器具を携帯した誘導員を配置する。
- 第9 倒壊物、落下物、路上若しくは沿道の障害物からの安全を確保する。

第5節 避難場所の警戒

避難場所の警戒は、各地区の避難所ごとに警戒員を定めておき、構成市町の災害対策本部等と連絡を密にする。

第 1 2 章 救助救急計画

救助救急計画は、災害時による傷病者を救助し、応急措置を施し医療機関等へ搬送する一連の救助、救急活動を実施するため、医療機関その他関係機関との協力態勢の強化を図り、円滑かつ迅速的確に実施し、地域住民の生命並びに身体を保護し安全を図る。

第 1 節 非常招集

救助救急活動が大規模になり、通常の救助救急体制をもって対処できないとき又はそのおそれのあるときは、消防職団員を非常招集して活動体制を強化するものとする。

第 1 招集の方法

第 9 章火災警防計画第 1 節の消防職団員の招集の定めによる。

第 2 節 災害活動

第 9 章火災警防計画第 2 節出動、第 4 節通信、第 5 節第 2 部隊の編成、第 3 出動時の留意事項、第 4 出動時の無線連絡、第 6 活動時の方針、第 7 消防職団員等の活動区分に準拠する。

第 3 節 救助体制

災害その他の事故において、各種の救助活動に即応し得るような救助技術の修得と救助機器の整備を図るものとし、救助業務の実施は、救助業務に関する規程の定めによる。

第 1 出動時の要点

- 1 火災時等の救助活動は先着隊が行い、特別救助隊及び消防隊と協力して救助作業を実施する。
- 2 交通事故、水難事故への出動は、指揮隊、救急隊、特別救助隊及び消防隊とする。

第 2 救助技術の習得

救助事故現場においては、困難な活動状況が想定されるので、日頃から体力の練成に努めるとともに訓練計画に定める訓練を行って救助技術の習得に努めるものとする。

第 3 救助器具の整備

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 6 1 年自治省令第 2 2 号）別表

に定める資機材を備えるものとする。

第4節 医療機関等との協力体制

救急活動を円滑に推進し、人命を救い傷病を早期に治癒させるため、常に医療機関等と密接な協力態勢を図るものとし、救急業務の実施は、救急業務規程の定めによる。

第1 医療機関との協力関係

1 通常時の協力関係

救急告示医療機関と次の各号に掲げるものについて連絡協調を図り、救急業務に支障を来たさぬよう万全の体制を取る。

- (1) 救急患者の受診について
- (2) 診療時間外、休診日等の取扱いについて
- (3) 診療科目及び宿直医の担当科目について
- (4) 通常時の連絡体制及び連絡内容について
- (5) その他救急活動に必要な事項

2 多数傷病者の災害が発生した場合の救急業務は、吉川松伏消防組合消防本部集団救急事故対策計画に基づいて行うものとし、傷病者受診と災害現場へ医師等の派遣について、医療機関と協議する。

3 多数傷病者が発生し必要があると認められるときは、医療機関が保有する車両等の出動の要請を行う。

第2 応急救護所の開設

多数傷病者が発生し医療機関へ搬送しきれないとき、又は災害現場において緊急処置を行う必要があるときは、医療機関等の協力を得て災害現場付近へ応急救護所を開設する。

第3 応急救急隊の編成

消防長は、管内において多数傷病者事故が発生した場合で救急隊の増強を必要とするときは、余力ある消防隊等で、搬送車、支援車及び組合バス等を活用し、臨時の救急隊として部隊運用を図る。

第4 救急資器材の整備

救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）別表に定める資器材を備える。

第13章 地震災害対策計画

地震災害対策計画は、特に二次的災害である火災の発生防止に最大の努力を払う必要があり、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを基本とした家庭の自衛対策、事業所の防災体制等、出火防止と初期消火を重点に指導して予防体制を強化するため必要な事項を定める。地震災害対策計画の細部については、地域防災計画及び本章によるものとし、消防対策並びに地震災害対策活動について確立する。

第1節 予防対策

予防対策にあつては、構成市町の地域防災計画に定めるところによるほか、次による。

第1 地震重要防ぎょ地域、地震重要対象物等の設定

1 地震重要防ぎょ地域の設定

管内の市街地構成内容等の条件を総合して、地震発生時の被害が最も甚大で、出火件数も多く見込まれ、延焼拡大のおそれが高い市街地で、地域住民の安全確保のため、警防部隊の増強が必要と見込まれる地域を地震重要防ぎょ地域として設定する。

2 地震重要対象物の設定

管内の施設のうち、住民生活に直接影響を及ぼす施設で、延焼危険の高い地域に所在する避難者収容施設、救護施設、食糧や救援物資の集積場所及び災害対策上の中核機関等を地震重要対象物として設定する。

第2 地震警防対策図の作成

図上訓練及び地震災害時の警防作戦検討上必要とする地震警防対策図を作成する。地震警防対策図には、前項で設定した地域及び対象物のほか、地震災害時に有効な消火栓以外の消防水利、倒壊のおそれがある建築物等を記入し活用を図る。

第2節 非常招集

第9章火災警防計画第1節の消防職団員の招集の定めにより、特に震度5弱以上の地震覚知した場合は自発的に参集する。

第3節 災害活動

第9章火災警防計画第2節出動、第4節通信、第5節第2部隊の編成、第3出動時の留意事項、第4出動時の無線連絡、第6活動時の方針、第7消防職団員等の活動区分に準拠する。

第4節 措置事項

第1 参集時

1 助言及び援助義務

職員は、参集途上において住民等に対し次の事項について、適切な助言及び援助をする。

(1) 出火防止と初期消火

(2) 人命危険を察知したときは、避難の呼びかけ及び誘導

第2 情報収集

第8章情報計画の第2収集方法によるが、特に大規模地震時は火災報知専用電話（119番通報）、その他有線通信が途絶される場合があるため、消防無線等を最大限に活用するものとし、車両が出動不能のときは、職員に無線機を携行させて自転車、徒歩等により次の被害地域の情報を収集する。

1 火災の発生及び延焼の状況

2 建物の倒壊状況

3 負傷者及び要救助者の発生状況

4 消防隊等の出動可否及び道路通行の可否

5 その他消防活動上必要な事項

第3 消防庁舎

1 災害拠点となる消防施設の電源等の根絶による消防機能低下を防ぎ、施設及び通信機能等を維持するため、長期停電時等に備え、各庁舎の非常用発電機の機能に応じた電源燃料等の確保及び計画的に燃料庫等の整備を行う。

2 大規模地震など各種災害時においては、倒壊など災害活動拠点となる消防庁舎機能の可否判断を行い、応急措置で対応可能な場合は、早急に二次災害防止策を講じ、機能不能な場合は、次による。

(1) 倒壊状況など被害に応じて、吉川消防署、南分署及び松伏消防署の順位にて全機能を

移転する。

- (2) 全消防署が機能不能な場合は、被害状況のより少ない公共施設など、警防本部などで指定する施設又は場所とする。

第4 通信施設

第9章火災警防計画第4節の通信の定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 通信施設の防護

通信施設の防護並びに保守については、充分留意し被害を受けた場合は応急対策により通信を確保する。

2 非常電源の確保

災害発生時においては、長時間の停電が予想されることから、非常用電源装置の保守並びに整備を行う。

3 無線施設の運用

地震発生後直ちに基地局及び移動局を開局し、次の措置をとる。

- (1) 基地局は、移動局との試験通話を行い、無線通信を確保する。
- (2) 移動局は、基地局からの通信指示に従うほか、各種異常の有無について報告する。
- (3) バッテリー等の電源確保の措置をとる。

第5 消防車両及び機械器具

初動体制を確保するため、消防車両及び各種機械器具を点検整備する。

1 消防車両の安全確保等

- (1) 地震発生後速やかに車両を車庫外の安全な場所へ移動する。
- (2) 建物の損傷等により出動不能のときは、速やかに警防本部へ報告し指示を受ける。

2 燃料資機材の確保

- (1) ホースその他器具、機材の点検。
- (2) 在庫燃料を点検しその保安に留意する。
- (3) 燃料、資機材確保のため調達方法等について配慮しておく。

第6 庁用器具等

1 各種情報システム

- (1) 庁内ネットワークは、情報共有、各種事務処理の根幹をなすことから、被害がある場合は、運用可能な区画を点検するとともに、優先復旧、早期保守に努める。

(2) 各種事務処理用データを一元管理するサーバーは、災害時に備え、データのバックアップ、安全保管及び二元管理に努め、重要な情報は紙媒体で保管する。

(3) 人事給与システム、財務会計システム、防火危険物施設管理システム等のデータ管理する個別システムは、被害が生じないように安全保管に努める。

2 庁用器具及び消耗器材

調達、修繕が極めて困難になるため、業務遂行に必要な庁用器具及び消耗器材をリスト化し、可能な範囲での事前備蓄、安全保管、早期保守に努める。

第7 警防部隊の食糧の確保

地震発生時における消防活動は長期に及ぶことが予想されるので、消防職団員に対する給水及び給食を考慮する。

1 給食対策

(1) 地震発生後3日間の食糧を確保するものとし、隊員1人当たり9食分の非常食を備蓄する。

(2) 調理が不能となるおそれがあり、乾パン、かん詰等の備蓄を考慮する。

2 給水対策

上水道が損壊し断水することを予測し、次により非常給水に備える。

(1) 隊員1人当たり1日3リットル以上とする。

(2) 通常の飲料水以外の水を飲料に用いるときは、ろ過、煮沸等の安全な方法をとる。

3 災害現場への給食、給水方法については、警防本部からの指示による。

第14章 国民保護計画

国民保護計画は、武力攻撃等による災害が発生した場合に、本組合として武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）に基づき、迅速かつ的確に実施するための措置を定めるものとする。

第1節 市町村国民保護計画が対象とする事態

市町村国民保護計画において、想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態

第1 武力攻撃事態

国民の保護に関する基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 1 着上陸侵攻
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 3 弾道ミサイル攻撃
- 4 航空攻撃

第2 緊急対処事態

緊急対処事態として、基本指針においては、以下に掲げる事態が対象として想定されている。

- 1 攻撃対象施設等による分類
 - (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- 2 攻撃手段による分類
 - (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2節 武力攻撃事態等における本組合の責務

第1 主な責務

1 武力攻撃災害への対処

本組合は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その

他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救急・救助活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

2 避難住民への誘導

構成市町長から避難住民の誘導の要請があった場合は、本組合が実施する消火活動及び救急救助活動の状況を勘案しつつ、構成市町長の定める避難実施要領に基づき、構成市町に協力して避難住民の誘導を行う。

第2 武力攻撃災害への対処に関連して実施する事項

1 夜間、休日等の警報の伝達

夜間、休日等に県から警報の内容の通知があった場合には、受信した旨を直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに市長、吉川市役所市民安全課へ連絡する。なお、松伏町については、庁舎管理業務員が受信する。

2 危険物に係る武力攻撃災害発生防止

(1) 構成市町長より武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるよう要請があった場合には、危険物の取扱者に対し、次により武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるよう命ずる。

ア 危険物製造所等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、搬送又は消費の一時禁止

ウ 危険物の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化

構成市町長より危険物の取扱者に対して警備の強化を求めるなどの措置を講ずるよう要請があった場合には、危険物の取扱者に対して警備の強化を求める。

(3) 武力攻撃災害の兆候の通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの情報を入手した場合、速やかに、構成市町に通知する。

(4) 被災情報の収集と報告

(5) 生活関連等施設の安全確保の支援

構成市町長等から安全確保のため支援の求めがあったときは、関係機関と連携しつつ、可能な範囲で必要な支援を行う。

第3 特殊標章等の使用

国民保護措置を実施する消防職団員は、吉川松伏消防組合の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成22年吉川松伏消防組合告示9号）に定める特殊標章を着用し、身分証明書を携帯すること。

第3節 非常招集

第9章火災警防計画第1節の消防職団員の招集の定めによる。

第4節 災害活動

第9章火災警防計画第2節出動、第4節通信、第5節第2部隊の編成、第3出動時の留意事項、第4出動時の無線連絡、第6活動時の方針、第7消防職団員の活動区分に準拠する。

第5節 関係機関との連携

武力攻撃事態等による災害が発生した場合は、国、県、市町、県警察、自衛隊等関係機関と密接な連携を図るものとし、災害発生当初から連絡を密にしておく。

第15章 応援協力計画

応援協力計画は、火災その他の災害が発生したとき、当消防組合管内の消防力だけでは対処できない場合に埼玉県下の消防機関及び隣接の消防機関が相互の消防力を活用して、被害を最小限度に防止するため、消防組織法第39条の規定等による消防の相互応援協力体制の整備及び同法第45条の規定による緊急消防援助隊により、不測の大規模災害等の発生に対処する。

第1節 消防相互応援

自治体の消防力は、必ずしも十分ではなく、消防署の応援出動について協定を締結し、相互に協力する。

第1 隣接市町消防相互応援協定

1 消防相互応援協定締結消防機関

野田市 昭和47年 2月20日締結

越谷市 昭和47年 2月25日締結

三郷市 昭和58年11月30日締結

春日部市 平成17年12月 1日締結

草加八潮消防組合

平成28年 3月28日締結

2 応援の内容等

応援の内容は、各々の消防相互応援協定の定めによる。

第2 埼玉県下消防相互応援協定

1 消防相互応援協定締結消防機関

市町村又は消防事務を含む一部事務組合

平成19年7月1日締結

2 応援の内容等

応援の内容等については、埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準の定めによる。

第3 広域航空消防応援に係る事前計画による応援要請

大規模特殊災害が発生した場合において、回転翼航空機（ヘリコプター）による消防活

動が必要と認められたときは、埼玉県防災ヘリコプター応援協定（平成3年4月締結）の定めによる。

第4 茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定

1 消防相互応援協定締結消防機関

消防事務を含む一部事務組合

平成12年3月18日締結

2 応援の内容等

常磐自動車道等における火災及び救急の応援協定の定めによる。

第5 緊急消防援助隊の応援

県外の応援は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（運用要綱）（平成16年3月26日消防震第19号）、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（要請要綱）（平成27年3月3日消防広第74号）及び緊急消防援助隊大隊埼玉県隊応援等実施計画（平成16年12月24日策定）の定めによる。

第2節 関係機関との応援協力

構成市町の地域防災計画によるもののほかは、次のとおりとする。

第1 警察の援助協力要請

非常災害に際し、警戒区域を設定するために、消防機関だけでは対応不可能な状況の場合、又は災害の応急対応にあたり、警察の応援要請を求めることについて協議する。

第2 電気、電話及びガス事業等関係機関との応援協力

電気、電話及びガス施設等の災害時の対策、または災害現場のこれら施設の被害予防等について、消防活動が円滑に行えるよう、あらかじめこれらの機関又は関係者と協議する。

第3 石油燃料の優先供給に関する協定

大規模災害時における消防車両等に使用する燃料は、埼玉県石油業組合吉川支部との災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書に基づき、所要な手続きにより確保する。

第4 水道事業者との応援協力

災害現場において、必要とする水量を確保するための増水措置又は断水若しくは給水制限等について水道事業者と緊密な連絡を保ち、消防活動に支障を生じないよう協議する。

第5 消防活動支援員

吉川松伏消防組合消防活動支援設置要綱に基づき、大規模災害発生時に実施する消防活

動を支援する支援員の登録を推進し、有効に活用する。

第6 食品製造業者との災害協定

備蓄する非常食のほか、長期化する大規模災害など消防職団員に給する給食を確保するため、大規模災害時における物資の供給協力に関する協定に基づき、所要の手続きにより確保する。

第7 その他の協力要請等

建設資材、廃棄物等の火災鎮圧に際しては、建設重機等の活用による効果が大きいため、これら重機類の借用等について保有業者等と協議する。

第3節 応援の方法等

応援の方法については、各々の消防相互応援協定書、消防相互応援協定に基づく覚書又は運用協定書等による。

第1 応援要請

市町長又は消防長は、非常災害が発生した場合において、本組合及び構成市町の消防団の消防力では対応することが困難で応援を必要とする事態に至ったときは、消防相互応援協定及び埼玉県緊急消防援助隊受援計画に基づき応援を要請する。

なお、緊急消防援助隊に係る受援計画は次による。

1 事前計画

(1) 応援部隊用地図の整備

担当課長は、管轄区域内の次の各号に掲げる事項を明記した緊急消防援助隊用地図（白図及び組合市の防災マップ等）を作成し、所要部数を常時整備する。

ア 消防水利（防火水槽、プール、河川等）

イ 救急医療機関の位置

ウ 食料品等の物資及び燃料の補給場所（消防車両の給油が可能な施設）

エ 進出拠点、宿営場所（宿営可能場所）

オ その他必要な事項（ヘリコプター離着陸場、避難場所等）

2 進出拠点

(1) 警防課長は、緊急消防援助隊の活動区域及び被災等に関する情報提供する場所として管内外における進出拠点を確保する。

(2) 前項の進出拠点は、埼玉県受援計画第5章に規定する消防庁又は埼玉県が指定する候補地とし、消防庁又は埼玉県指定緊急消防援助隊進出拠点とする。

(3) 進出拠点の責任者及び担当職員（以下「進出拠点責任者等という。」を次により指定する。

ア 進出拠点責任者（消防司令又は消防司令補の階級にある者） 1名

イ 担当職員 2名

3 宿営場所

(1) 警防課長は、調整本部が緊急消防援助隊への任務指示及び活動拠点として宿営場所を確保する際に協力するものとする。宿営場所は別冊資料の宿営可能場所のとおりとし、活動拠点は埼玉県受援計画別表6に定める進出拠点を含むものとする。

(2) 警防課長は、別冊資料の宿営可能場所が使用できない場合を想定し、当該可能場所に定めている場所と同程度の場所を指定する。

(3) 宿営場所の責任者及び担当職員（以下「宿営場所責任者等という。」を次により指定する。

ア 宿営場所責任者（消防司令長又は消防司令の階級にある者） 1名

イ 担当職員 2名

4 応援要請

(1) 応援要請の判断

応援要請は、原則として警防本部長、警防本部付による応援要請等検討会議を開催し、応援の要否を判断する。

(2) 応援要請の決定

警防本部長は、(1)の判断による応援要請の要否を管理者及び副管理者に報告し、承認を得る。

5 応援要請手続

(1) 被災地の市町長（市長から委任を受けた場合は、警防本部長と読み替える。以下同じ。）

は、4(2)の応援要請の決定に基づき、速やかに埼玉県知事に要請する。ただし、知事と連絡がとれない場合は、消防庁長官に対して要請する。

(2) 被災地の市長は、前記の要請をした後は引き続き次に掲げる内容を知事へ連絡する。

ア 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

イ 緊急消防援助隊の進出拠点

ウ 緊急消防援助隊の到達ルート

エ その他必要な情報

6 情報収集体制の強化及び連絡体制の確立

(1) 警防本部長は、応援要請を円滑に行うため各署からの情報収集体制を効果的かつ迅速に行うとともに、発災直後の被害規模の早期把握に努める。

(2) 大隊長は、発災直後、直ちに管内の被害規模の情報収集を行い、警防本部長に即報する。また、引続き消防活動情報、災害情報、被害情報等をそれぞれ区分収集し、時間経過とともに報告する。

(3) 関係機関の情報連絡窓口等は、次による。

ア 消防庁、県及び市等の関係機関の連絡窓口は、別冊資料の関係機関連絡先一覧表の定めによる。

イ 緊急消防援助隊の応援要請フロー図は、埼玉県緊急消防援助隊受援計画第2章に規定するフロー図とし、別表3の定めとする。

7 部隊移動

本組合で活動中の緊急消防援助隊に対して、他市町村又は他都県へ部隊移動の要請があった場合、要請要綱第18条に基づく意見照会（消防庁長官の求め又は指示による部隊移動）警防本部長は、4及び5に準じて判断・承認を経て、回答（要請要綱：別記様式6-2）する。

第2 応援出動

応援出動は、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊運用要綱に定めるところにより消防長の指令で出動する。

第3 情報等の交換

応援協定締結市町間において、次に掲げる情報及び資料等を必要の都度、相互に交換する。

1 消防力の現況

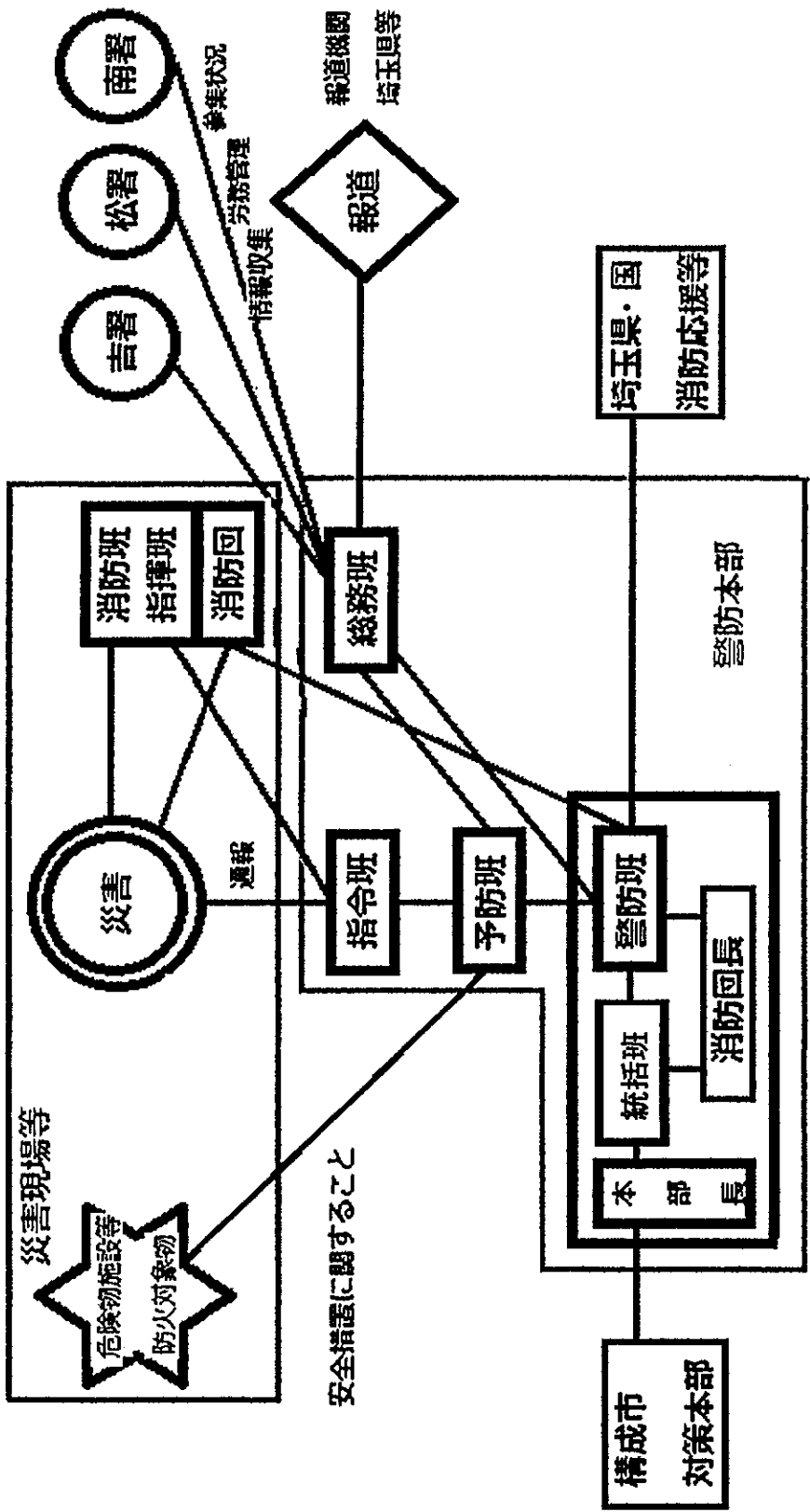
2 消防水利の現況

3 救急指定病院等の名称、所在地及び診療科目並びに位置図

4 危険物施設等のうち特に危険視されるものの概要及び位置図

5 その他応援出動に必要となる資料

別表 1



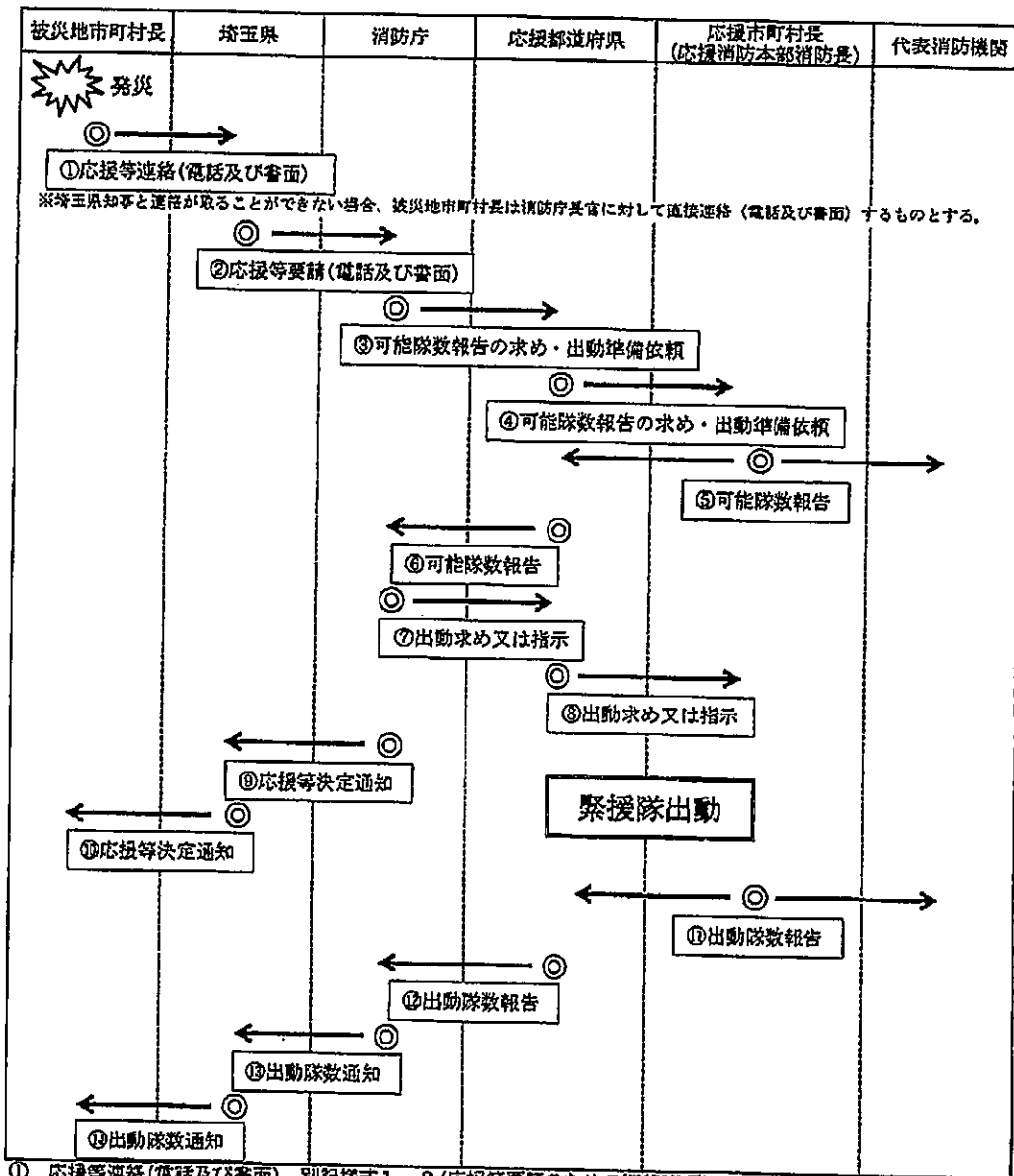
警防本部各班の初動活動概略一覧（日勤者勤務中）【地震災害を想定した場合】

優先順位	総務班	警防班	予防班	指令班	指揮班・消防班	その他
1	庁舎被害状況の把握、管理	・本部来庁者避難誘導 ・災害情報の収集	庁舎被害状況の把握、報告	指令装置等の通信機器作動確認、報告	・来庁者の避難誘導 ・庁舎被害の把握、報告 ・車両の移動	情報収集（テレビ、ラジオ、インターネット） 各施設の被害状況の報告については確認後総務課（内線212）まで
2	・庁舎被害の初期対応 ・警防本部の設置 ・非常招集連絡対応	警防本部の設置	・庁舎被害の初期対応 ・警防本部の設置作業	・非常招集連絡対応 ・防災行政無線による広報活動	・庁舎被害の初期対応 ・資機材等の準備	・統括班長及び吉川署長は指令室にて情報共有及び警防本部設置の可否決定（消防長） ・庁舎施設に引き続き対応が必要な場合は（総務班、予防班等により対応を図る）
3	加入電話対応（情報収集）	・消防団参集連絡 ・器具置場被害状況把握	危険物施設等の情報提供準備	災害情報の受信、指令	各種計画資料等の準備、確認	統括班は被害状況及び各種計画を基に、部隊投入場所を決定
4	非常用燃料確保依頼、手段の調整	災害情報分析収集、部隊運用検討（作戦会議）	情報の収集、提供（各班へ）	災害情報の受信及び活動状況の把握	災害対応	
5	各ライフライン障害状況による対応					
6	災害情報の整理（報道対応、情報提供）					
7	参集状況調査、労務管理					
8	職員家族の安否情報の調査					

警防本部各班の初動活動内容一覧（日勤者勤務外）【地震災害を想定した場合】

優先順位	非常参集した職員の対応			指令班及び指揮班	消防班	その他
1	各庁舎に参集した第1職員は参集状況管理表を準備し所定の位置に掲示、氏名マグネットを貼り付ける。自己が見聞聴取した被害状況を所定の様式に記入する。吉川庁舎に参集した職員は指揮班の補助にあたる。他の庁舎にあつては各署における初動活動マニュアルのとおり活動する。			・指令装置等の通信機器作動確認 ・庁舎被害状況の把握（3F）及び管理	・来庁者の避難誘導 ・庁舎被害状況の把握（1F、2F）指令班へ報告 ・車両の移動	情報収集（テレビ、ラジオ、インターネット） ・各施設の被害状況の報告については確認後、指令室へ報告する
2	吉川庁舎については一定人員参集後、警防本部機材等の設置作業をおこなう			・非常招集連絡対応及び防災行政無線による広報活動 ・被害状況及び各種計画を基に、部隊投入場所の決定	・庁舎被害の初期対応 ・資機材の準備及び各種計画資料等の準備、確認	・指揮班は指令室にて情報収集をおこなう統括班員等到着後、警防本部体制が整い次第、現場対応に移行する。
3	統括班職員到着まで指揮班長の指示に従い活動する			災害情報の受信、被害状況及び活動状況の把握	現場対応	
4	警防本部員参集後、適宜現場対応等の活動にあたる			統括班に引き継ぎ後、指揮班及び消防班班長は現場対応に移行する		当直司令（副当直司令）は吉川署長到着後、指揮班班長を交代し消防班班長として現場対応に移行する

緊急消防援助隊応援等要請フロー図



- ① 応援等連絡(電話及び書面) 別記様式1-2(応援等要請のための連絡事項)
被災地市町村長⇒埼玉県(知事)
- ② 応援等要請(電話及び書面) 別記様式1-1(応援等要請)
埼玉県(知事)⇒消防庁(長官)
- ③④ 可能隊数報告の求め・出動準備依頼 別記様式2-1(出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼)
消防庁(長官)⇒応援都道府県(部長)⇒応援消防本部消防長
- ⑤⑥ 可能隊数報告 別記様式2-2(出動可能隊数・出動隊数の報告)
応援消防本部消防長⇒応援都道府県(部長)・代表消防機関⇒消防庁(長官)
- ⑦⑧ 出動求め又は指示 別記様式3-1、3-4(緊急消防援助隊の出動の求め又は指示)
消防庁(長官)⇒応援都道府県(知事)⇒応援市町村長
- ⑨⑩ 応援等決定通知 別記様式3-2(緊急消防援助隊の応援等決定通知)
消防庁(長官)⇒埼玉県(知事)⇒被災地市町村長
- ⑪⑫ 出動隊数報告 別記様式2-2(出動可能隊数・出動隊数の報告)
応援消防本部消防長⇒応援都道府県(部長)・代表消防機関⇒消防庁(長官)
- ⑬⑭ 出動隊数通知 別記様式3-3(緊急消防援助隊の出動隊数通知)
消防庁(長官)⇒埼玉県(知事)⇒被災地市町村長

(緊急消防援助隊応援等要請フロー図)

吉川松伏消防組合消防計画資料編

資料1 陸上隊進出拠点及び担当消防本部

資料2 宿営可能場所一覧

資料3 関係機関連絡先一覧

陸上隊進出拠点及び担当消防本部

資料 1

高速道路

No.	担当消防本部	名称	所在地		面積 (㎡)	道路種別	管理者	連絡先	座 標	
			市町村名	地番等					北緯	東経
1	川口市消防局	川口PA	川口市	赤山430	—	首都高速	首都高速道路株式会社	平日 048-234-4311 夜間・休日 —	35° 51'	139° 46'
2		新井宿IC	川口市	大字新井宿	—	首都高速	首都高速道路株式会社	平日 — 夜間・休日 —	35° 50'	139° 46'
3	羽生市消防本部	羽生PA	羽生市	赤松850	—	東北道	東日本高速道路株式会社	平日 — 夜間・休日 —	36° 11'	139° 35'
4	埼玉県西部消防本部	百屋PA	保谷市	本郷3054-4	—	関越道	東日本高速道路株式会社	平日 048-508-4871 夜間・休日 —	36° 10'	139° 11'
5		上里SA	上里町	五明836-1	—	関越道	東日本高速道路株式会社	平日 0495-33-1285 夜間・休日 —	36° 15'	139° 1'
6	比企広域消防本部	高坂SA	東秩山郡	田木931-1	—	関越道	東日本高速道路株式会社	平日 0493-34-5234 夜間・休日 0493-34-5235	36° 59'	139° 23'
7		瓜山PA	瓜山町	稲畑1854-1	—	関越道	東日本高速道路株式会社	平日 0493-52-6037 夜間・休日 —	36° 04'	139° 18'
8	入間東部地区消防組合 消防本部	三芳PA	三芳町	大字上高寒永久泉	—	関越道	東日本高速道路株式会社	平日 04-2344-4113 夜間・休日 同上	35° 50'	139° 38'
9	埼玉西部消防局	秩山PA	秩山市	大字新井	—	圏央道	東日本高速道路株式会社	平日 03-5828-6181 夜間・休日 —	35° 51'	139° 22'
10	鴻巣市消防本部	鴻巣SA	鴻巣市	黒須3517	—	東北道	東日本高速道路株式会社	平日 — 夜間・休日 —	36° 0'	139° 40'
11	閑谷地区一帯事務組合 埼玉県西部消防本部	新倉PA	和光市	新倉4-19	—	外環道	東日本高速道路株式会社	平日 — 夜間・休日 —	35° 48'	139° 37'
12	草加八潮消防局	八潮PA	八潮市	大字大取849-1	13,883㎡	首都高速	首都高速道路株式会社	平日 — 夜間・休日 048-987-3051	35° 48'	139° 50'

※ 案内あり。

高速道路以外

No.	担当消防本部	名称	所在地		面積 (㎡)	平常時の土地利用	管理者	連絡先	座 標	
			市町村名	地番等					北緯	東経
1	川口市消防局	川口市グリーンセンター	川口市	新井宿700	157,814㎡	公園	川口市	平日 048-281-2319 夜間・休日 —	35° 51'	139° 46'
2	さいたま市消防局	東武東上線大宮駅公園	さいたま市	西武二ツ宮地内	248,880㎡	運動場	東武東上線	平日 048-223-2186 夜間・休日 —	35° 58'	139° 57'
3		三ツ宮公園	さいたま市	西区三ツ宮目地内	103,800㎡	公園	さいたま市公園緑地協会	平日 048-523-0505 夜間・休日 —	35° 01'	139° 59'
4		大宮公園	さいたま市	大宮区高島町外	678,060㎡	公園	県	平日 048-648-9503 夜間・休日 —	35° 55'	139° 38'
5		秩ヶ谷公園	さいたま市	桜区道場地内	381,858㎡	公園	県	平日 048-641-6381 夜間・休日 —	35° 04'	139° 06'
6		東川野跡公園	さいたま市	桜区田島地内	514,305㎡	公園	さいたま市公園緑地協会	平日 048-626-3260 夜間・休日 —	35° 03'	139° 02'
7		埼玉スタジアム2002公園	さいたま市	緑区大草中町外	295,000㎡	公園	県	平日 048-812-2002 夜間・休日 —	35° 54'	139° 43'
8		大宮水グランド	さいたま市	緑区大宮水地内	48,815㎡	運動場	さいたま市公園緑地協会	平日 048-835-9200 夜間・休日 —	35° 07'	139° 21'
9		岩槻文化公園	さいたま市	岩槻区村岡229	121,601㎡	運動場	さいたま市公園緑地協会	平日 048-708-8411 夜間・休日 個人携帯	36° 56'	139° 43'
10		戸田市消防本部	蓮沼グリーンパーク	戸田市	大字蓮沼	660,000㎡	公園	戸田市公園緑地公社	平日 048-449-1559 夜間・休日 048-449-1559	35° 49'
11	埼玉県東武線消防本部	深澤市総合体育館	深澤市	高島844-1	16,110㎡	体育館	深澤市	平日 — 夜間・休日 —	36° 6'	139° 31'
12		消防団	深澤市	深30	35,857㎡	学校	県	平日 048-548-5411 夜間・休日 048-548-5411	36° 5'	139° 25'
13	北本市	北本公園	北本市	古市場1-167	105,000㎡	公園	北本市	平日 — 夜間・休日 —	36° 2'	139° 33'
14	伊東市消防本部	西郷公園	伊東町	栄4-181	10,700㎡	公園	伊東町	平日 048-722-8111 夜間・休日 048-722-8111	35° 59'	139° 39'
15	川越地区消防局	川越運動公園	川越市	大字下老宿388-1	135,060㎡	運動公園 (総合体育館・陸上競技場)	川越市	平日 048-224-8765 夜間・休日 —	35° 55'	139° 32'
16		中央防災基地	川越町	上郷111-1	72,483㎡	防災基地	県	平日 048-830-8185 夜間・休日 048-830-8111	35° 58'	139° 23'
17	埼玉県西部消防本部	所沢航空記念公園	所沢市	我水外	592,000㎡	公園	県	平日 04-2998-4388 夜間・休日 —	35° 48'	139° 25'
18		嵐山総合センター 茶室待合室等	入間市	上谷ヶ鼻244-2	134,556㎡	研究施設	県	平日 04-2956-1391 夜間・休日 —	35° 48'	139° 21'
19		秩山日岡山公園	秩山市	日岡山1丁目	165,000㎡	公園	県・秩山市	平日 04-2955-3226 夜間・休日 —	35° 51'	139° 24'
20		成徳日高消防署	成徳市	大字小久保281	24,287㎡	消防用地	埼玉県消防組合	平日 042-974-7226 夜間・休日 042-973-8118	35° 52'	139° 28'
21	比企広域消防本部	比企広域消防本部	東秩山郡	上野本1200-1	17,532㎡	訓練場	比企広域消防本部	平日 0493-23-2266 夜間・休日 0493-23-2266	36° 03'	139° 24'
22		岩島運動公園	東秩山郡	松山2661	66,298㎡	テニスコート、野球場、公園	東秩山郡	平日 — 夜間・休日 —	36° 3'	139° 25'
23		小川消防署	小川町	上旗間1247-2	9,897㎡	駐車場	比企広域消防本部	平日 0493-72-3555 夜間・休日 0493-72-3555	36° 04'	139° 16'
24	国立女性教育会館	嵐山町	菅谷726	5,500㎡	宿泊・研修施設	独立行政法人	平日 0493-62-3717 夜間・休日 0493-62-6224	36° 01'	139° 19'	
25	閑谷地区一帯事務組合 埼玉県西部消防本部	閑谷中央公園	新埴市	菅谷台1-9-1	65,500㎡	陸上競技場、野球場、駐車場	新埴市	平日 048-465-7228 夜間・休日 048-468-1131	35° 47'	139° 35'
26		和光樹林公園	和光市	広沢	202,000㎡	公園	県	平日 048-471-4551 夜間・休日 —	35° 46'	139° 36'
27		新埴防災基地	新埴市	新埴5077-5	28,000㎡	防災基地	県	平日 048-830-8185 夜間・休日 048-839-8111	35° 45'	139° 35'
28		新埴市協会運動公園	新埴市	本郷2-8-16	12,000㎡	運動場	新埴市	平日 048-477-1111 夜間・休日 048-477-1111	35° 47'	139° 33'

高速道路以外

No.	消防本部	名称	所在地		面積 (㎡)	平常時の土地利用	設置者	座標		経緯	
			市町村名	地番				北緯	東経		
29	坂戸市消防本部	坂戸西高等学校	坂戸市	四日甲場101	41,477㎡	学校	坂戸市	平日 049-285-9473 夜間・休日 049-281-3119	35° 56'	139° 21'	
30		坂戸市市民総合運動公園 (駐車場・体育館)	坂戸市	若井1550	4,412㎡	駐車場と体育館	坂戸市	平日 049-284-1771 夜間・休日 049-281-3119	36° 58'	139° 25'	
31		富士見中央運動公園	秩父市	富士見4-1	21,156㎡	公園	秩父市	平日 049-271-1111 夜間・休日 049-271-1111	36° 57'	139° 23'	
32	入間郡地区消防組合 消防本部	福西中央公園	ふじみ野市	上野台3-2	12,207㎡	公園	ふじみ野市	平日 049-282-8917 夜間・休日 同上	35° 52'	139° 31'	
33		運動公園	三芳町	藤久保118番地1	25,607㎡	運動場	三芳町	平日 049-254-0819 夜間・休日 同上	35° 49'	139° 31'	
34		水子沢公園	富士見市	大平水子2003-1	40,823㎡	公園	富士見市	平日 049-291-2711 夜間・休日 同上	35° 50'	139° 33'	
35	西入間広域消防組合 消防本部	毛呂山町立 黒野小学校	毛呂山町	若井353	12,085㎡	学校グラウンド	毛呂山町	平日 049-295-0119 夜間・休日 049-295-0119	36° 57'	139° 19'	
36	熊谷市消防本部	総合教育センター印刷支所	熊谷市	御正館1355-1	147,169㎡	研修施設	熊谷市	平日 048-536-1586 夜間・休日 -	36° 7'	139° 22'	
37		熊谷運動公園	熊谷市	紙環200-1	101,230㎡	多目的広場	熊谷市	平日 048-538-3100 夜間・休日 -	36° 13'	139° 22'	
38	行田市消防本部	行田市教育文化センター	行田市	松岡3-24-7	22,559㎡	教育施設	行田市	平日 048-556-2649 夜間・休日 -	36° 7'	139° 28'	
39	秩父市消防本部	秩父ミュージアムパーク	秩父市 小園野町	秩父市別所外 小園野町長巻外	1,250,000㎡	公園	秩父市	平日 049-25-1315 夜間・休日 049-25-1315	35° 59'	139° 3'	
40			秩父市	平日 049-22-2211 夜間・休日 -							
41		雄野スポーツ公園	雄野町	下田野1110-1	40,230㎡	運動場	雄野町	平日 049-62-1220 夜間・休日 049-62-1220	36° 4'	139° 7'	
42	児玉郡市広域消防本部	本庄総合公園	本庄市	北郷43	174,068㎡	総合公園	本庄市	平日 048-25-1184 夜間・休日 048-25-1111	36° 12'	139° 11'	
43	深谷市消防本部	深谷市総合競技場	深谷市	上野台2565	21,800㎡	運動施設	深谷市	平日 048-572-3000 夜間・休日 -	36° 10'	139° 17'	
44		深谷グリーンパーク	深谷市	徳倉783番地	53,617㎡	運動公園施設	深谷市	平日 048-574-5000 夜間・休日 -	36° 16'	139° 15'	
45		深谷はばたき特別支援学校	深谷市	本田30	34,914㎡	学校	熊谷市	平日 048-578-1701 夜間・休日 -	36° 8'	139° 17'	
46		深谷市消防本部	深谷市	上敷免858	23,630㎡	消防用地	深谷市	平日 048-571-6119 夜間・休日 048-571-6119	36° 13'	139° 17'	
47		用土グラウンド	寄居町	大字用土370番地	36,900㎡	サッカーグラウンド	寄居町	平日 - 夜間・休日 -	36° 8'	139° 12'	
48		深谷運動公園	寄居町	折原1856番地	85,000㎡	運動公園施設	寄居町	平日 048-581-1530 夜間・休日 -	36° 6'	139° 11'	
49	埼玉県消防協会 消防本部	文化・学習センター	加須市	上三保2255	39,937㎡	文化・学習施設	加須市	平日 0480-62-1221 夜間・休日 -	35° 8'	139° 16'	
50		緑野総合公園駐車場	加須市	外川1555	6,567㎡	緑野総合公園駐車場	加須市	平日 0480-62-6123 夜間・休日 -	35° 6'	139° 15'	
51		緑野総合公園センター 圖書研究所	久喜市	六万991	109,349㎡	研究施設	熊谷市	平日 0480-21-3113 夜間・休日 -	35° 5'	139° 38'	
52		真深総合支所駐車場	久喜市	真深町紙堀38	20,000㎡	駐車場	久喜市	平日 0480-55-1111 夜間・休日 -	36° 3'	139° 36'	
53		真深公民館	久喜市	真深5-1-4	4,343㎡	公共施設	久喜市	平日 0480-58-8144 夜間・休日 -	36° 5'	139° 40'	
54		倉敷公園	杉戸町	大字倉敷765	47,000㎡	運動場	杉戸町	平日 0480-94-8881 夜間・休日 -	36° 2'	139° 45'	
55	越谷市消防本部	市民健康福祉センター	越谷市	北郷582	224,123㎡	福祉施設	熊谷市	平日 048-382-0294 夜間・休日 -	35° 53'	139° 45'	
56	羽生市消防本部	羽生水郷公園	羽生市	三田ヶ谷 外	185,000㎡	公園	熊谷市	平日 048-555-1010 夜間・休日 -	36° 10'	139° 39'	
57	草加八潮消防署	草加市定海広場	草加市	桜江一丁目54-2 及び55-30	36,395㎡	多目的広場	草加市	平日 048-822-0151 夜間・休日 048-822-0151	35° 50'	139° 48'	
58	春日部市消防本部	春日部市消防本部 庄和消防署	春日部市	金崎314	4,151㎡	消防用地	春日部市	平日 048-738-3111 夜間・休日 048-738-3111	35° 55'	139° 39'	
59		大沼運動公園	春日部市	大沼7-12	81,102㎡	運動場	春日部市	平日 048-735-2508 夜間・休日 -	35° 57'	139° 45'	
60		谷塚中西公園グラウンド	春日部市	谷塚新田1597番地	20,825㎡	多目的グラウンド	春日部市	平日 048-735-2508 夜間・休日 -	35° 55'	139° 45'	
61	蓮田市消防本部	蓮田市総合市民体育館	蓮田市	西戸2343	60,862㎡	市民体育館・多目的グラウンド	蓮田市	平日 - 夜間・休日 -	35° 1'	139° 39'	
62	三郷市消防本部	みさと公園	三郷市	高井3丁目	162,000㎡	公園	熊谷市	平日 048-955-2057 夜間・休日 -	35° 41'	139° 62'	
63	吉川松伏消防協会 消防本部	奥洲中央公園	吉川市	奥洲2丁目6番地	35,904㎡	スポーツグラウンド	吉川市	平日 - 夜間・休日 -	35° 52'	139° 51'	
64		まつぶしの丘公園	松伏町	大川戸2806番地1	85,000㎡	公園	熊谷市	平日 048-591-1213 夜間・休日 -	35° 56'	139° 46'	

宿営可能場所

資料2

No.	管轄消防本部	名称	所在地(住所)		面積(m ²)	平常時の土地利用	管理者	避難所・避難場所指定の有無	連絡先	
			市町村名	地番等					時間帯	電話番号
1	川口市消防本部	オートレース場	川口市	深木5-21-1	124,581m ²	競馬場等	川口市	○	平日 048-251-1378 夜間・休日 —	
2		グリーンセンター	川口市	新井橋700	137,000m ²	駐車場等	川口市	○	平日 048-251-2319 夜間・休日 —	
3		荒川河川敷	川口市	青戸町先	810,000m ²	運動場等	埼玉県	○	平日 — 夜間・休日 —	
4		沼田公園	川口市	長井	9,307m ²	公園	川口市	○	平日 — 夜間・休日 —	
5		三ツ石公園	川口市	池袋5-21-1	15,188m ²	公園	川口市	○	平日 — 夜間・休日 —	
6	さいたま市消防局	埼玉スタジアム2002公園	さいたま市	越谷大幸甲野1	295,000m ²	公園	埼玉県	—	平日 048-872-2093 夜間・休日 —	
7		大宮公園	さいたま市	大宮東高島野1	870,000m ²	公園	埼玉県	○	平日 048-041-8281 夜間・休日 —	
8		陸上自衛隊大宮駐屯地	さいたま市	北馬場通野丁東	—	—	—	—	平日 — 夜間・休日 —	
9		西園寺公園	さいたま市	西園寺通高3413-1他	27,200m ²	運動場	さいたま市	—	平日 048-020-2188 夜間・休日 —	
10		榎本文化公園	さいたま市	榎本区大平村220	121,401m ²	運動場	さいたま市	○	平日 048-788-8411 夜間・休日 —	
11		しらこぼと公園	さいたま市・越谷市	榎原区本郷・越谷市小宮川外	218,000m ²	公園	埼玉県	○	平日 048-877-8111 夜間・休日 —	
12		基元運動広場	さいたま市	基元区長沢47	81,850m ²	運動場	さいたま市	—	平日 048-823-1728 夜間・休日 —	
13		川瀬公園	さいたま市	榎原区大平東	39,020m ²	公園	さいたま市	—	平日 048-788-8411 夜間・休日 —	
14	上尾市消防本部	上尾運動公園	上尾市	実習2-26 曹の池、真野	371,000m ²	公園	埼玉県	○	平日 048-773-8732 夜間・休日 048-773-8381	
15		大山公園	上尾市	平方7328	148,800m ²	公園	上尾市	○	平日 048-773-8128 夜間・休日 048-773-8381	
16		平方スポーツ広場	上尾市	平方1185	92,400m ²	広場	上尾市	—	平日 048-781-8132 夜間・休日 048-773-8381	
17	戸田市消防本部	運動グリーンパーク	戸田市	大字東通745	837,000m ²	公園	戸田市	—	平日 048-448-1550 夜間・休日 048-448-1550	
18	埼玉県中央広域消防本部	埼玉県総合体育館	鴻巣市	鴻巣884-1	18,710m ²	体育館	鴻巣市	—	平日 — 夜間・休日 —	
19		鴻巣市総合競技場	鴻巣市	鴻巣834-2	46,731m ²	陸上競技場	鴻巣市	—	平日 — 夜間・休日 —	
20		鴻巣学校	鴻巣市	豊10	35,497m ²	学校	埼玉県	—	平日 048-548-8411 夜間・休日 同上	
21		コスモスアリーナふきあげ、武上記念運動場	鴻巣市	朝陽828-1	83,500m ²	グラウンド、体育館	鴻巣市	—	平日 — 夜間・休日 048-548-8411	
22		扶養センター	鴻巣市	朝陽1093-1	68,053m ²	研究施設	埼玉県	—	平日 — 夜間・休日 —	
23		北本記念公園	北本市	宮原4-183	108,800m ²	公園	北本市	—	平日 — 夜間・休日 —	
24	伊東市消防本部	南埼玉運動センター	伊東市	小引内野700	99,937m ²	学芸施設	埼玉県	—	平日 048-722-2161 夜間・休日 048-722-2111	
25		南埼玉公園	伊東市	栄6-181	10,780m ²	公園	伊東市	—	平日 048-722-1137 夜間・休日 048-722-1551	
26		町制施行記念公園	伊東市	小引内野735-1	122,030m ²	公園	伊東市	○	平日 048-722-1111 夜間・休日 048-722-1551	
27		丸山スポーツ広場	伊東市	小宮810	28,852m ²	サッカー場、テニスコート	伊東市	—	平日 048-722-1191 夜間・休日 048-722-1191	
28	川越地区消防局	川越公園	川越市	池袋外	29,000m ²	公園	埼玉県	○	平日 048-248-2241 夜間・休日 —	
29		川越運動公園	川越市	大字下老通388-1	155,000m ²	運動公園(総合体育館・陸上競技場)	川越市	○	平日 048-248-3783 夜間・休日 —	
30		本宮エポータ	川越市	出丸平通81-1	850,000m ²	飛行場	民間航空株式会社	—	平日 048-288-1111 夜間・休日 048-288-9810	
31		平成の森多目的運動広場	川越市	下八ツ井920-1	16,500m ²	運動場	川越市	—	平日 048-197-1811 夜間・休日 * (平日夜間のみ)	
32	埼玉県消防局	所沢航空記念公園	所沢市	並木外	641,000m ²	公園	埼玉県	○	平日 04-2338-4388 夜間・休日 —	
33		農村総合センター 農業付産研究所	入間市	上巻ヶ貫244-2	124,840m ²	研究施設	埼玉県	—	平日 04-2958-1551 夜間・休日 —	
34		狭山郡狭山公園	狭山市	狭野山1丁目	183,800m ²	公園	埼玉県・狭山市	—	平日 04-2958-2228 夜間・休日 —	
35		ふれあい運動センター サビオ習習山	狭山市	鶴野山1-12-3	12,874m ²	陸上競技場	狭山市	—	平日 04-2953-6377 夜間・休日 —	
36		狭山運動場	狭山市	上野原1172	2,008m ²	陸上競技場・駐車場	狭山市	—	平日 04-2953-7181 夜間・休日 04-2953-7181	
37		経堂南新入開基地	狭山市	鶴野山2-3	—	—	—	—	平日 04-2953-6121 夜間・休日 —	
38		嵐沢運動公園	嵐沢市	大字嵐沢(開川敷)	37,000m ²	公園	嵐沢市	—	平日 043-873-3723 夜間・休日 043-873-2111	
39		嵐沢日野運動場	嵐沢市	大字小久保291	24,287m ²	運動場	嵐沢市	○	平日 043-873-2723 夜間・休日 043-873-2111	
40		名取げんきプラザ	嵐沢市	上巻原1281-2	69,872m ²	学芸施設	埼玉県	—	平日 043-873-2723 夜間・休日 043-873-2111	
41		白雲市記念公園	白雲市	大字高根1800	118,791m ²	公園	白雲市	○	平日 042-388-2115 夜間・休日 090-5426-2425	

No.	管理団体名	名称	所在地(住所)		面積(m ²)	平常時の土地利用	管理主体	基礎的・基 本的な用途	用途		
			市町村名	地番					用途	用途	
42	比企広域連合本部	寄命運動公園	東松山市	松山2081	16,386m ²	サッカー、野球、公園	東松山市	○	野球場 049-23-3221	野球場 049-23-3221	
43		正代運動公園	東松山市	正代228-1	61,231m ²	野球、ソフトボール	東松山市		野球場 049-23-3221	野球場 049-23-3221	
44		津川町総合運動公園	津川町	津川119-1	18,700m ²	運動場	津川町	○	野球場 049-36-2111	野球場 049-36-2111	
45		嵐山町総合運動公園	嵐山町	嵐山506	28,522m ²	運動場	嵐山町	○	野球場 049-82-2159	野球場 049-82-2159	
46		嵐山町役場	嵐山町	杉山1030-1	23,147m ²	駐車場	嵐山町	○	野球場 049-82-2159	野球場 049-82-2159	
47		日影町球場	嵐山町	日影2024-4	10,891m ²	野球場	嵐山町	○	野球場 049-82-2159	野球場 049-82-2159	
48		小川げんきプラザ	小川町	木下字341	432,019m ²	学童施設	埼玉県		野球場 049-72-2120	野球場 049-72-2120	
49		小川町総合運動場	小川町	高野141-1	81,201m ²	総合運動場	小川町		野球場 049-74-2845	野球場 049-74-2845	
50		西平運動場	ときがわ町	西平445-1	20,839m ²	グラウンド	ときがわ町		野球場 049-15-1521	野球場 049-15-1521	
51		ときがわ町総合運動場	ときがわ町	五1062	17,000m ²	運動場	ときがわ町		野球場 049-15-1522	野球場 049-15-1522	
52		西見町ふれあい広場	西見町	小新井142	10,000m ²	運動場	西見町		野球場 049-14-1511	野球場 049-14-1511	
53		東秩父村ふれあい広場	東秩父村	池田549	30,000m ²	総合グラウンド	東秩父村		野球場 049-12-1221	野球場 049-12-1221	
54		群馬県立総合体育会 埼玉県南埼玉郡本部	群馬県立総合体育会	群馬市	群馬1-8-1	10,000m ²	陸上競技場、野球場、駐車場	群馬市		野球場 049-45-1111	野球場 049-45-1111
55			群馬中央公園	群馬市	群馬1-8-1	25,000m ²	陸上競技場、野球場、駐車場	群馬市		野球場 049-45-1111	野球場 049-45-1111
56	日影町公園		日影町	日影	202,000m ²	公園	埼玉県・栃木県	○	野球場 049-411-4111	野球場 049-411-4111	
57	新藤原町総合運動場		新藤原町	新藤原1-8-34	14,831m ²	運動場	新藤原町		野球場 049-477-1111	野球場 049-477-1111	
58	新藤原町総合運動公園		新藤原町	本多1-8-16	75,000m ²	運動場	新藤原町	○	野球場 049-477-1111	野球場 049-477-1111	
59	新平・比企広域連合本部	新平西高野学校	新平市	西高野101	45,477m ²	学校	埼玉県		野球場 049-281-3118	野球場 049-281-3118	
60		新平市総合運動公園(北東部・体育館)	新平市	西高野1550	4,612m ²	陸上競技場・体育館	新平市	○	野球場 049-281-3118	野球場 049-281-3118	
61		新平市総合運動公園(第二多目的運動場)	新平市	西高野1550	23,734m ²	グラウンド	新平市		野球場 049-281-3118	野球場 049-281-3118	
62		新平市総合運動公園(第一多目的運動場)	新平市	西高野1550	8,620m ²	グラウンド	新平市		野球場 049-281-3118	野球場 049-281-3118	
63		比企町運動公園	比企町	大字大字中野301-8	81,813m ²	運動公園	比企町		野球場 049-211-1111	野球場 049-211-1111	
64		富士見中央運動公園	富士見町	富士見4-1	31,151m ²	公園	比企町	○	野球場 049-211-1111	野球場 049-211-1111	
65		比企公園	ふじみ野町	比企町247-1	35,170m ²	野球場	ふじみ野町		野球場 049-212-0017	野球場 049-212-0017	
66	入間郡北保清防備会本部	比企中央公園	ふじみ野町	上野台2-2	12,201m ²	公園	ふじみ野町		野球場 049-212-0017	野球場 049-212-0017	
67		ふじみ野高等学校	ふじみ野町	大字1101-1	85,197m ²	学校	埼玉県	○	野球場 049-212-0017	野球場 049-212-0017	
68		運動公園	三芳町	新久保1112-1	28,507m ²	運動場	三芳町		野球場 049-218-0018	野球場 049-218-0018	
69		多目的広場	三芳町	新久保1121-3	5,022m ²	運動場	三芳町		野球場 049-218-0018	野球場 049-218-0018	
70		テニスコート	三芳町	新久保1120-1	6,831m ²	テニスコート	三芳町		野球場 049-218-0018	野球場 049-218-0018	
71		陸上競技場	三芳町	新久保1100-1	15,800m ²	陸上競技場	三芳町		野球場 049-218-0018	野球場 049-218-0018	
72		びん沼自然公園	富士見町	大字大字久保3102	57,083m ²	公園	富士見町		野球場 049-251-2711	野球場 049-251-2711	
73		水手児童公園	富士見町	大字大字3002-1	40,823m ²	公園	富士見町	○	野球場 049-251-2711	野球場 049-251-2711	
74		新保運動公園	富士見町	みどり町1-1	47,021m ²	運動場	富士見町		野球場 049-251-2711	野球場 049-251-2711	
75		西入間広域連合本部	毛里山町立 東野小学校	毛里山町	東野353	12,888m ²	学校グラウンド	毛里山町		野球場 049-285-0119	野球場 049-285-0119
76	毛里山町立のぞみ+1+2グラウンド		毛里山町	深井入585	18,000m ²	キャンプ場	毛里山町		野球場 049-285-0119	野球場 049-285-0119	
77	東京電機大学 須山キャンパス		茂山町	石巻928-1他	328,872m ²	学用地	学校法人 東京電機大学	○	野球場 049-285-0119	野球場 049-285-0119	
78	筑波市本部	筑波公園児童遊園地	筑波市	浦内2218	561,000m ²	児童遊園地	防衛省		野球場 049-522-3524	野球場 049-522-3524	
79		筑波スポーツ文化公園	筑波市	上川上村	784,000m ²	公園	埼玉県	○	野球場 049-522-3524	野球場 049-522-3524	
80		埼玉県文化財総合施設 埼玉県歴史文化財調査事業部	筑波市	浦内4-4-1	24,641m ²	研究施設	埼玉県		野球場 049-522-3524	野球場 049-522-3524	
81		社会教育センター(江戸文庫)	筑波市	浦内新田1355-1	300,489m ²	研究施設	埼玉県		野球場 049-522-3524	野球場 049-522-3524	
82		筑波さくら運動公園	筑波市	小島157-1	308,000m ²	公園	筑波市	○	野球場 049-522-3524	野球場 049-522-3524	
83		別荘運動公園	筑波市	西別荘1428	170,828m ²	公園	筑波市	○	野球場 049-522-3524	野球場 049-522-3524	
84		江戸緑地公園	筑波市	浦内327-1	126,200m ²	公園	筑波市	○	野球場 049-522-3524	野球場 049-522-3524	
85	群馬県本部	さくら水産公園	行田市	佐間外	269,000m ²	公園	埼玉県	○	野球場 049-553-2377	野球場 049-553-2377	
86		行田市総合文化センター	行田市	佐間2-24-7	22,859m ²	教育施設	行田市		野球場 049-553-2377	野球場 049-553-2377	
87		行田総合公園	行田市	佐間1183	21,600m ²	公園	行田市	○	野球場 049-553-2377	野球場 049-553-2377	

(宿舎可能場所)

No.	管轄消防本部	名称	所在地(住所)		面積(㎡)	平常時の土地利用	管理者	遊技所・遊 技場等指定 の有無	通称先	
			市町村名	施設名					平日	夜間・休日
88	区立消防本部	秋友ニューズパーク	秋友市・小栗町	秋友市野内、小栗町 長尾	1230,000㎡	公園	秋友市	○	平日 0414-24-1115 夜間・休日 0414-23-2119	
89		秋友ニューズパーク	秋友市・小栗町	秋友市野内、小栗町 長尾	2,670,000㎡	公園	秋友市	○	平日 0414-23-2119 夜間・休日 ---	
90		秋友サッカー場	秋友市	下宮田170	41,301㎡	運動場	秋友市	○	平日 0414-23-2111 夜間・休日 ---	
91		秋友グラウンド	秋友市	上野路117-1	144,000㎡	運動場	秋友市	○	平日 0414-22-2111 夜間・休日 ---	
92		長尾町総合グラウンド	長尾町	大字道田1730-2	12,300㎡	野球場及びサッカー場	長尾町	○	平日 0414-44-3111 夜間・休日 0414-44-3111	
93		みどり村	小栗町	長尾153	24,000㎡	公園	長尾町	○	平日 0414-75-2441 夜間・休日 0414-75-2527	
94		小栗町立三田河中央校	小栗町	長尾123	35,233㎡	校庭	小栗町	○	平日 0414-75-1121 夜間・休日 0414-75-1121	
95		日置町長グラウンド	日置町	日置335	24,200㎡	野球場	日置町	○	平日 0414-25-2111 夜間・休日 0414-25-2111	
96		日置町スポーツ公園	日置町	下野路1113-1	48,200㎡	野球場ほか	日置町	○	平日 0414-42-1230 夜間・休日 0414-42-1230	
97		長尾市立特別支援学校	本庄市	長尾128	13,424㎡	学校	長尾市	○	平日 0414-24-2747 夜間・休日 ---	
98	本庄市立東小中学校体育館	本庄市	日の出1-2-1	17,271㎡	体育施設	本庄市	○	平日 0414-21-2051 夜間・休日 0414-25-1111		
99	長尾市立長尾南小学校	本庄市	長尾町長尾140	164,827㎡	学校	長尾市	○	平日 0414-22-1548 夜間・休日 ---		
100	本庄市立長尾南運動公園グラウンド	本庄市	長尾町小平1211	34,840㎡	運動場	本庄市	○	平日 0414-25-1154 夜間・休日 0414-25-1111		
101	日置町立三田河中央校	日置町	長尾123	35,233㎡	校庭	小栗町	○	平日 0414-75-1121 夜間・休日 0414-75-1121		
102	日置町立三田河中央校	日置町	長尾123	35,233㎡	校庭	小栗町	○	平日 0414-75-1121 夜間・休日 0414-75-1121		
103	上置町立 上置中学校	上置町	大字七木本136	8,900㎡	運動場	上置町	○	平日 0414-27-2124 夜間・休日 ---		
104	日置町立三田河中央校	日置町	長尾123	35,233㎡	校庭	小栗町	○	平日 0414-75-1121 夜間・休日 0414-75-1121		
105	長尾市 浄水センター	長尾市	上野路2	106,652㎡	下水処理施設	長尾市	○	平日 0414-27-2442 夜間・休日 ---		
106	長尾市 総合センター	長尾市	上野路2545	21,400㎡	運動施設	長尾市	○	平日 0414-27-2442 夜間・休日 ---		
107	深谷グリーンパーク	深谷市	長谷110	33,817㎡	運動公園施設	深谷市	○	平日 0414-574-5453 夜間・休日 ---		
108	深谷市立中央中学校	深谷市	山内114	29,120㎡	学校用地	深谷市	○	平日 0414-519-2823 夜間・休日 ---		
109	深谷市立中央中学校グラウンド	深谷市	山内1-1	34,182㎡	多目的グラウンド	深谷市	○	平日 0414-519-4974 夜間・休日 ---		
110	花園水産公園	深谷市	小野田208-11	37,558㎡	公園	深谷市	○	平日 0414-574-6857 夜間・休日 ---		
111	川の博物館	深谷市	小野田	24,424㎡	学習施設	長尾市	○	平日 0414-581-7333 夜間・休日 ---		
112	黒土グラウンド	深谷市	大字尾上370	26,800㎡	サッカーグラウンド	深谷市	○	平日 --- 夜間・休日 ---		
113	秋友科学館センター	秋友市	平見114	40,154㎡	研究施設	長尾市	○	平日 0410-73-0311 夜間・休日 ---		
114	秋友総合少年センター	秋友市	平見1335	6,557㎡	青少年健全育成 施設	秋友市	○	平日 0410-82-8123 夜間・休日 ---		
115	伊賀駅スーパー広場	加須市	伊賀駅前	5,000㎡	近所型複合商業施設	加須市	○	平日 0410-82-1111 夜間・休日 ---		
116	大村運動公園	加須市	北下野路644-1	51,000㎡	運動公園	加須市	○	平日 0410-72-6458 夜間・休日 ---		
117	文化・学習センター	加須市	上野路2313	31,817㎡	文化・学習施設	加須市	○	平日 0410-82-1221 夜間・休日 ---		
118	北川中学校	加須市	長尾1703	41,233㎡	中学校	加須市	○	平日 0410-82-2401 夜間・休日 ---		
119	長尾総合センター-国産研究所	久喜市	大野路11	109,343㎡	研究施設	埼玉県	○	平日 0410-21-1113 夜間・休日 ---		
120	久喜運動公園	久喜市	岡原町770	83,000㎡	公園	埼玉県	○	平日 0410-29-1586 夜間・休日 ---		
121	清久公園	久喜市	清久町0	29,400㎡	公園	久喜市	○	平日 0410-21-3811 夜間・休日 ---		
122	長尾総合センター駐車場	久喜市	長尾町長尾30	28,000㎡	駐車場	久喜市	○	平日 0410-25-1111 夜間・休日 ---		
123	寺田緑地グラウンド	久喜市	東武東上線1561-42	12,500㎡	グラウンド	久喜市	○	平日 0410-87-2818 夜間・休日 ---		
124	長尾ニューズパーク	久喜市	長尾12-1-3	33,295㎡	公園	久喜市	○	平日 0410-22-1111 夜間・休日 ---		
125	岡原運動公園	久喜市	長尾12-5-1	35,291㎡	運動場	久喜市	○	平日 0410-22-3510 夜間・休日 ---		
126	長尾運動公園	久喜市	長尾1-3120	12,400㎡	グラウンド	久喜市	○	平日 0410-21-2211 夜間・休日 ---		
127	長尾公園	久喜市	長尾1-1-4	4,241㎡	公園施設	久喜市	○	平日 0410-25-8114 夜間・休日 ---		
128	寺田総合センター 緑地グラウンド	久喜市	寺田1778	24,300㎡	緑地グラウンド	久喜市	○	平日 0410-16-2250 夜間・休日 ---		
129	寺田総合センター 少年サッカー場	久喜市	寺田1184	4,112㎡	サッカーグラウンド	久喜市	○	平日 0410-43-1111 夜間・休日 ---		
130	寺田総合センター 市民文化体育館	久喜市	寺田1240	28,885㎡	体育館	久喜市	○	平日 0410-43-0816 夜間・休日 ---		
131	寺田総合センター 市民文化体育館	久喜市	寺田1240	28,885㎡	体育館	久喜市	○	平日 0410-43-0816 夜間・休日 ---		
132	寺田総合センター 市民文化体育館	久喜市	寺田1240	28,885㎡	体育館	久喜市	○	平日 0410-43-0816 夜間・休日 ---		
133	白岡市総合運動公園	白岡市	千原町345	128,869㎡	運動場(テニス、野球、サッカー等)	白岡市	○	平日 0410-33-3128 夜間・休日 ---		
134	高麗公園	白岡市	高麗町3-43	23,242㎡	公園	白岡市	○	平日 0410-93-2428 夜間・休日 ---		
135	長尾運動公園	長尾市	大字長尾1124	35,840㎡	運動場	長尾市	○	平日 0410-22-1548 夜間・休日 ---		
136	はらっパーク重代	長尾市	長尾298	64,410㎡	公園	長尾市	○	平日 0410-27-1912 夜間・休日 ---		
137	長尾公園	長尾市	大字長尾166	41,060㎡	運動場	長尾市	○	平日 0410-24-1111 夜間・休日 ---		

(宿営可能場所)

No.	管轄消防本部	名称	所在地(住所)		面積(m ²)	平常時の土地利用	管理者	避難所・避難場所指定の有無	連絡先	
			市町村名	地番等					平日	休日
132	越谷市消防本部	森田町保徳村	越谷市	北後新22	22,423m ²	緑地施設	埼玉県	○	平日 048-982-2234	—
133		しんこう公園	越谷市	森田33	152,280m ²	運動公園施設	越谷市	○	平日 048-982-2234	—
139	羽生市消防本部	羽生中央公園	羽生市	豆腐ヶ谷 外	183,900m ²	公園	埼玉県	○	平日 048-285-1810	—
140		羽生中央公園	羽生市	豆腐ヶ谷地内	10,500m ²	公園	羽生市	○	平日 048-282-0150	—
141	草加八潮消防高	鉄尾川左岸広場	草加市	松江一丁目10番	35,295m ²	多目的広場	草加市		平日 048-922-0131	—
142		工業団地公園	草加市	特選公園1004号	12,974m ²	野球場	草加市		平日 048-922-0131	—
143		そらふ公園	草加市	柿木町272番地1	128,000m ²	公園、グラウンド	草加市	○	平日 048-922-0151	—
144		エイトアリーナ運動広場	八潮市	鉄ヶ谷1535-1	4,831m ²	グラウンド	八潮市	○	平日 048-922-0151	—
145		リサイクルプラザ	八潮市	八付2855-1	3,792m ²	排大ゴミ処理施設	八潮市		平日 048-922-0151	—
146		リサイクルプラザ附属広場	八潮市	八付2338-1	8,543m ²	野球場	八潮市		平日 048-922-0151	—
147		春日部市消防本部	春日部市消防本部 庭和消防署	春日部市	金町814	4,151m ²	消防用地	春日部市		平日 048-738-1111
148	春日部市消防本部	大塚運動公園	春日部市	大塚7-12	81,402m ²	運動場	春日部市	○	平日 048-738-1111	—
149		春日部市市民体育館	春日部市	春日部1507番地	28,815m ²	多目的グラウンド	春日部市		平日 048-738-1111	—
150	蓮田市消防本部	埼玉南高等学校	蓮田市	高沢4088-1	19,812m ²	学校	埼玉県	○	平日 048-788-2183	—
151		蓮田市市民体育館	蓮田市	高沢2341	62,882m ²	市民体育館・多目的グラウンド	蓮田市		平日 048-788-2183	—
152	志保市消防本部	みさと公園	志保市	高沢	169,900m ²	公園	埼玉県	○	平日 048-955-2557	—
153		早瀬運動公園	志保市	早瀬648	31,200m ²	運動公園	志保市		平日 048-955-1111	—
154		美園町体育館	志保市	美園町2	4,313m ²	体育館	志保市		平日 048-955-1111	—
155	蕨市消防本部	蕨市運動公園	蕨市	宮上町一丁目1番地	18,501m ²	公園、調整池	蕨市		平日 048-933-1111	—
156		蕨市中央公園	蕨市	美園2丁目4番地	33,504m ²	スポーツグラウンド	蕨市	○	平日 048-933-1111	—
157		まつぶし緑の広場	松伏町	大10戸2808番地3	83,809m ²	公園	埼玉県		平日 048-883-1211	—
158		松伏総合公園	松伏町	ゆめみ野3	8,500m ²	スポーツグラウンド	松伏町		平日 048-883-1211	—

ブロック及び構成消防本部 ◎印…代表 ○印…代表代行 ●印…幹事消防本部	連絡先		N T T 回線		防災行政無線			メールアドレス	無線基地局 呼出名称
	平日	夜間・休日	電話	F A X	地上電話 地上 F A X	送信 特番	衛星電話 衛星 F A X		
第 3 ブロック	○ 熊谷市消防本部	平日	048-501-0116	048-526-9003	4830	89	757-1301 757-1399	fd-shirei@city.kumegaya.lg.jp	くまがやしよぼう
		夜間・休日							
	行田市消防本部	平日	048-501-0116	048-526-9003	4803	99	705-299	shuho-sho@city.gyoda.lg.jp	ぎょうだしよぼう
		夜間・休日				発信9	705-299		
	秩父消防本部	平日	0494-21-0119	0494-21-0124	4826	89	753-412	syouboukeibou@union.chichibukouki.lg.jp	しゅうぼうちちぶ
		夜間・休日	0494-21-0119	0494-21-0124	4829	89	753-299	shirei@union.chichibukouki.lg.jp	
	児玉郡市広域消防本部	平日	0495-24-8391	0495-24-8393	4829	79	756-292	keibou@kodamakouki.jp	こだまぐんしよぼう
		夜間・休日	0495-24-1119	0495-24-8394	4837	4	756-279	shirei@kodamakouki.jp	
	深谷市消防本部	平日	048-571-0119	048-571-5898	4811	79	722-397	f-sirei@city.fukaya.saitama.jp	ふかやしよぼう
		夜間・休日					764-300 764-269		
	越谷市消防本部	平日	048-974-0101	048-977-1199	4808	89	716-290	10355500@city.koshigaya.saitama.jp	しよぼうこしがや
		夜間・休日					722-299		
羽生市消防本部	平日	048-585-1923	048-565-1177	4816	88	727-302	keibou@city.hanyu.lg.jp	はにまうしよぼう	
	夜間・休日	048-585-1919	048-565-1166	4806	89	714-4549	hfd119@city.hanyu.lg.jp		
草加八潮消防局	平日	048-924-0967	048-928-8454	4825	9	729-100	keibou@soka-yashio119.jp	そがやしおしよぼう	
	夜間・休日	048-996-0134	048-997-4119	4817	62	728-306	shirei@soka-yashio119.jp		
○ 春日部市消防本部	平日	048-738-3111	048-735-1536	4817	9	752-356	shirei-ki@city.kasukabe.lg.jp	しよぼうかすかべ	
	夜間・休日					714-4589			
蓮田市消防本部	平日	048-768-0119	048-768-1282	4828	89	755-119	shoboka@city.hasuda.lg.jp	しよぼうはすだ	
	夜間・休日					752-299	shohousho@city.hasuda.lg.jp		
三郷市消防本部	平日	048-952-1293	048-952-5563	4828	89	755-119	keibou@city.misato.lg.jp	しよぼうみさと	
	夜間・休日	048-952-1211	048-952-1544	4828	89	755-299	shirei@city.misato.lg.jp	さいたまとうぶ しよぼう	
埼玉県消防組合消防局	平日	0480-21-0119	0480-23-1542	4828	89	755-119	sirei@saitamatobu-119.jp	しよぼうよしかわ	
	夜間・休日					755-299			
吉川松伏消防組合消防本部	平日	048-982-3968	048-981-7150	4828	89	755-119	keibou@yoshimatsu-119.jp		
	夜間・休日	048-982-3931	048-981-3917			755-299	shirei@yoshimatsu-119.jp		

第 4 ブロック

関係機関連絡先(都府県等)

名称	時間区分	連絡窓口	N T T		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
			電話	F A X	衛星電話	衛星F A X	電話	F A X
総務省消防庁	平日	消防庁広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	90-49013	90-49033
	夜間・休日	消防庁当直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	90-49102	90-49036
	平日	危機管理防災部消防防災課	048-830-8171	048-830-8159	011-200-68171	011-200-68159	11-68171	11-68159
埼玉県	夜間・休日	システム管理室(当直)	048-830-8111	048-830-8119	011-200-68111	011-200-960	11-68111	11-960
		埼玉県消防広域活動調整本部(設置後)	048-830-8321					
代表消防機関								
さいたま市消防局	平日	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5612	011-704-5095		
	夜間・休日	警防部指令課指令センター	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5521	011-704-5540		
代表消防機関代行								
川口市消防局	平日	指令課	048-261-7351	048-262-6050	011-703-200	011-703-499		
	夜間・休日							
熊谷市消防本部	平日	警防課	048-501-0117	048-521-1207	011-757-1301	011-757-1399		
	夜間・休日	熊谷市・行田市消防指令センター	048-501-0116	048-525-9003				
指揮支援部所属消防機関								
東京消防庁	平日	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704		
	夜間・休日							
横浜市消防局	平日	指令課	045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-721	014-700-10-740		
	夜間・休日							
川崎市消防局	平日	警防課	044-223-2611	044-223-2619	014-300-21-48633	014-300-30-4		
	夜間・休日	指令課	044-200-2645	044-223-2654				
千葉市消防局	平日	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
	夜間・休日	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3661	012-101-800-3669	101-800-3661	101-800-3669
名古屋市消防局	平日	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463				
	夜間・休日	防災指令センター	052-961-3338	052-953-0119	023-700-6300	023-700-6666		
大阪市消防局	平日	警防課	06-4393-6545	06-4393-4750	027-400-2	027-400-5		
	夜間・休日	司令課(指令情報センター)	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3			
静岡市消防局	平日	警防部警防課	054-255-9739	054-255-9734	022-848-9989	022-848-9100		
	夜間・休日	警防部指令課	054-255-9700	054-255-9731				
浜松市消防局	平日	消防指令センター	053-475-7552	053-472-1198	022-179-6010	022-179-6080		
	夜間・休日							
相模原市消防局	平日	警防課	042-751-9140	042-786-2472	014-557-9211	014-557-9200		
	夜間・休日	指令課	042-751-9111	042-751-9284				

名称	時間区分	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
			電話	FAX	衛星電話	衛星FAX	電話	FAX
【陸上線】 第1次出動要員及び代表消防機関								
茨城県	生活環境部	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	008-600-2896	008-600-2887		
		夜間・休日 防災・危機管理課 (值班担当)	029-301-2885	029-301-2898	008-600-2885	008-600-2898	08-611	08-600
水戸市消防本部		平日 消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-800-409	008-800-300		
		夜間・休日	027-226-2250	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310
群馬県	総務部	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528	010-701-1400	010-701-1490		
	前橋市消防局	通信指令課	043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298	12-7320	12-7298
千葉県	防災危機管理課	危機管理課 (災害対策室)	043-223-2178	043-222-5219	012-500-7225	012-500-7110	12-7225	12-7110
	千葉市消防局	警防対策課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
東京都	総合防災部	防災対策課	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3661	012-101-800-3669	101-800-3661	101-800-3669
	東京消防庁	夜間・休日 夜間防災連絡室	03-5388-2456	03-5388-1260	013-100-70671	013-100-70013	13-70671	13-70013
		平日 警防部警防課	03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-70349	013-100-70023	13-70349	13-70023
		夜間・休日	03-3212-2258	03-3212-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704		
【陸上線】 出動準備要員及び代表消防機関								
埼玉県	総務部	総合防災室	019-629-5156	019-629-5174	003-111-22-5156	003-111-22-5174	03-17	03-40
	埼玉地区広域消防 組合消防本部	警防課	019-626-7402	019-651-9916	003-414-1	003-414-9		
宮城県	総務部	通信指令課	019-622-0119	019-626-4016	003-414-2			
	仙台市消防局	消防課	022-211-2374	022-211-2388	004-220-8-2374	004-220-8-2398	04-8-2374	04-8-2398
秋田県	総務課	防災センター	022-211-2140	022-211-2120	004-220-8-2140	004-220-8-2120	04-8-2140	04-8-2120
	秋田市消防本部	警防課	022-234-1111	022-234-4280	004-621-2321	004-621-2319		
山形県	環境エネルギー部	総合防災課	018-860-4566	018-824-1190	005-100-525	005-100-590	05-11	05-52
	山形市消防本部	指令課	018-823-4243	018-823-7214	005-100-525	005-100-590	05-11	05-52
	山形市消防本部	危機管理課	023-630-2228	023-633-4711	006-800-1245	006-800-1501	06-511	06-500
	山形市消防本部	夜間・休日 通信指令課	023-630-2754	023-633-4711	006-800-1010	006-800-1501		
		平日 警防課	023-634-1197	023-624-6687	006-744-301	006-744-950		
		夜間・休日 通信指令課	023-634-1198	023-631-7320				

(関係機関連絡先)

名称	時間区分	連絡窓口	NTT		地域緊急通報ネットワーク		消防防災無線電話	
			電話	FAX	衛星電話	衛星FAX	電話	FAX
【陸上線】 出動準備隊及び代表消防機関								
福島県	平日	消防保安課	024-521-7190	024-521-9829	007-201-2629	007-201-5825	07-61	07-60
	夜間・休日	担当課主任用携帯	080-6028-8969	024-521-9829	007-201-2629	007-201-5825	07-61	07-60
福島県	平日	警防課	024-534-9102	024-534-0310	007-270-88-222	007-270-10		
	夜間・休日	通信指令課	024-534-0119		007-270-01			
栃木県	平日	危機管理課	028-623-2136	028-623-2146	009-500-2136	009-500-2146	09-7502	09-7506
	夜間・休日	警防課	028-625-5500	028-625-5509	009-651-411	009-651-01	09-651-02	09-651-01
栃木県	平日	通信指令課	025-285-3511	028-625-3001	014-400-3436	014-400-8829	14-9722	14-9734
	夜間・休日	消防課	045-210-3436	045-210-8829	014-400-3456	014-400-6409	14-9737	
神奈川県	平日	消防課	045-210-3456	045-201-6409	014-700-10-721	014-700-10-740		
	夜間・休日	司令課	045-332-1351	045-331-5221				
新潟県	平日	消防課	025-282-1664	025-282-1667	015-401-20-6442	015-401-20-6497	15-11	15-11
	夜間・休日	警備員室	025-285-3511					
新潟県	平日	警防課防災救助係	025-223-6253	025-223-3219	015-492-2053	015-492-2049		
	夜間・休日	指令課	025-223-3191	025-223-3193	015-492-2074	015-492-2079		
富山県	平日	消防課	076-444-3188	076-444-3489	016-111-3064	016-111-2827	16-3364	16-2827
	夜間・休日	守衛室	076-431-4111					
富山県	平日	警防課	076-493-4141	076-493-4018	016-501-234	016-501-267		
	夜間・休日	通信指令課		076-493-4011	016-501-252	016-501-268		
山梨県	平日	防災危機管理課消防保安室	055-223-1436	055-223-1429	019-200-2503	019-200-2529	19-2503	19-2529
	夜間・休日	守衛室	055-223-1432	055-223-1858	019-200-6871	019-200-2535		
山梨県	平日	警防課	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213		
	夜間・休日	指令課	055-222-1190	055-235-2119				
長野県	平日	消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-211	20-241
	夜間・休日	警防課	026-227-8002	026-226-9461	020-201-1124			
静岡県	平日	通信指令課	026-228-0119	026-228-6398	020-201-1135	020-201-6132		
	夜間・休日	消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	022-100-2073	022-100-6250	22-32	22-26
静岡県	平日	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072		22-21	
	夜間・休日	警防課警防課	054-255-9739	054-255-9734	022-848-9999	022-848-9100		
静岡県	平日	警防指令課	054-255-9700	054-255-9731				
	夜間・休日	警防指令課						

(関係機関連絡先)

名称	時間区分	連絡窓口	NTT		地球衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話		
			電話	FAX	衛星電話	衛星FAX	電話	FAX	
【航空小隊】 第一次出動準備消防・防犯航空隊	平日	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704			
	夜間・休日								
	茨城県	平日	防犯航空隊	029-857-8511	029-857-8501	008-620-409	008-620-300		
		夜間・休日	防犯・危機管理課(補償担当)	029-301-2885	029-301-2898	008-600-2885	008-600-2898	08-611	08-600
	栃木県	平日	消防防犯航空隊	028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01		
		夜間・休日	隊長	090-1655-8475					
	福島県	平日	消防防犯航空センター	0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10		
		夜間・休日	隊長公用携帯電話	090-8258-0836	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10		
	群馬県	平日	防犯航空隊	027-265-0200	027-265-6900				
		夜間・休日	消防保安課	027-226-2250	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310
	千葉県	平日	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
		夜間・休日	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3661	012-101-800-3669	101-800-3661	101-800-3669
横浜市内	平日	司令課	045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-721	014-700-10-740			
	夜間・休日								
川崎市	平日	警防課	044-223-2611	044-223-2619	014-300-21-48623	014-300-30-4			
	夜間・休日	指令課	044-223-2645	044-223-2654					
山梨県	平日	消防防犯航空隊	0551-20-3601	0551-20-3603	019-416(417)				
	夜間・休日	山梨県庁(宿直室)	055-223-1432	055-223-1858	019-200-6871	019-200-2535	19-2535	19-2529	
静岡県	平日	消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	022-848-9999	022-848-9100			
	夜間・休日	警防部指令課	054-255-9700	054-255-9731					

(関係機関連絡先)

名称	時間区分	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
			電話	FAX	衛星電話	衛星FAX	電話	FAX
【航空小隊】出動準備所兼消防・防災航空隊								
宮城県	平日	防災航空隊	0223-23-5760	0223-25-3022	001-010-8816-234-12557			
	夜間・休日		090-6787-6588		001-010-8816-234-12558			
仙台市	平日	消防航空隊	0223-23-7850	0223-23-7848	004-621-2370	004-621-2379		
	夜間・休日							
山形県	平日	消防防災航空隊	0237-47-0275	0237-47-0277	006-800-6-603-1	006-800-6-603-8		
	夜間・休日	当番	090-1494-1816					
新潟県	平日	消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265	015-524-10	015-524-40		
	夜間・休日	隊長	090-8943-9409					
	夜間・休日	副隊長	090-8943-9410					
富山県	平日	消防防災航空センター	076-495-3060	076-495-3066	016-115-10	016-115-30		
	夜間・休日		098-8967-5251 (株式会社兼務)					
長野県	平日	消防防災航空センター	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-79	020-554-76		
	夜間・休日							
岐阜県	平日	消防航空センター	058-385-3772	058-385-3774	021-400-650-712			
	夜間・休日	消防航空隊長	090-1091-1924					
静岡県	平日	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	022-137-9000	022-137-8001		
	夜間・休日	県庁防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	022-100-6250		
浜松市	平日	消防航空隊	053-428-9119	053-428-1181	022-179-6010	022-179-6080		
	夜間・休日	消防指令センター	053-475-7552	053-472-1198				
愛知県	平日	愛知県消防防災航空隊	0588-29-3121	0588-29-3123	023-200-31	023-200-11		
	夜間・休日							
名古屋市	平日	消防防災航空隊	0588-28-0119	0588-28-0721	023-700-6300	023-700-6666		
	夜間・休日	防災指令センター	052-961-3338	052-953-0119				
大阪市	平日	大阪市消防局航空隊	072-992-4900	072-991-0119	027-400-1-701			
	夜間・休日	司令課 (指令情報センター)	06-4393-4986	06-4393-4060	027-400-3	027-400-5		

(関係機関連絡先)

関係機関連絡先(その他の機関)

名称	連絡窓口	N T T		防政行政機関	
		電話	FAX	電話	FAX
事業関係					
埼玉県警察本部	警備課 地産課 通達指令課 交通規制課	048-832-0110 048-832-0110 048-832-0110 048-832-0110			
自衛隊	第32普通科連隊第3科災害準備隊	048-663-4241	048-663-4241	専用9	782-297 782-299
気象台	防災準備課	048-521-5858	048-521-7933	70-4855	70-4857 9 781-297
メディア					
NHKさいたま放送局	技術部	048-833-1125	048-832-6875	4861	783-01
朝日テレビ埼玉	報道部	048-824-4103	048-824-3335	4862	784-01
NBFM NACK5	技術部	048-650-0795	048-650-0300	4863	785-01
ライオン					
N T T 東日本郵船玉支店	災害対策室	048-626-6623	048-634-7222	4871	786-01
東京ガス株式会社ネットワークセンター	総務課	048-832-5625	048-832-6520	4872	788-01
東京電力柳瀬玉支店	総務グループ	048-831-5161	048-834-5160	4873	787-01
L P ガス協会	業務課	048-823-2020	048-823-2021	4875	
武州ガス	供給部供給管理グループ	049-241-9602	049-241-0780	4876	
東武ガス	保安グループ	048-738-3001	048-735-6282	4877	
東武					
朝ナンプ	総務課	048-822-3391	048-822-5899	70-4971	
埼玉北部米穀	総務課	048-622-4333	048-625-8933	80-4972	
全農埼玉県本部	総務課	048-829-3211	048-829-3270	70-4981	
埼玉りそな銀行		048-824-2411	048-824-9081	83-4975	
交通					
J R 東日本大宮支社	安全企画室	048-642-7325	048-642-7398	4951	799-01
J R 東日本浦崎支社	安全企画室	027-320-7126	027-320-7127	4952	800-01
東武鉄道	運輸部運輸課	048-760-0313	048-760-0318	4953	千葉県が整備
西武鉄道	計画管理部安全対策課	04-2926-2140	04-2926-2204	4954	801-01
秩父鉄道	施設課	0485-23-3315	0485-26-0551	4955	802-01
埼玉新都市交通	指令所	048-722-1221	048-722-1220	4956	803-01
埼玉高速鉄道	指令所	048-878-6845	048-878-6848	4957	806-01
西武園新都市鉄道	指令所	0297-52-8311	0297-52-8310	4957	807-01
東日本高速道路関東支社	交通管理課	048-758-4035	048-756-3303	4959	千葉県が整備
八景高速道路	保安・交通防犯対策グループ	03-3539-9496	03-3502-6676	4961	
バス協会	事務局	048-824-5539	048-831-5416	4963	
埼玉県トラック協会	交通課	048-645-2771	048-644-8080	4962	805-01
日本高速埼玉支店	総務課	048-822-1111	048-822-1234	4964	

名称	連絡窓口	NTT			第三者			防災行政無線			
		電話(代表) 電話(直通)	FAX(代表) FAX(直通)		電話	FAX		電話	FAX		
埼玉県消防防災センター及び支所											
さいたま県庁事務所(さいたま)	総務担当	048-822-5140	048-822-4381		83-277 83-999	83-980		983 89	283-227		283-950
南部地域防災センター(川口)	防災担当	048-256-1110	048-257-0529		74-208 74-999	74-960		989 89	274-208		274-950
南西部地域防災センター(浦和)	地域防災担当	048-451-1110	048-451-1113		73-244 73-999	73-960		989 89	273-244		273-950
東部地域防災センター(春日部)	防災担当	048-737-1110	048-737-9958		76-202 76-999	76-960		989 89	276-202		276-950
東央地域防災センター(上尾)	防災担当	048-777-1110	048-777-1166		85-310 85-999	85-960		89 89	285-310 285-951		285-950
川越比企地域防災センター(川越)	防災担当	048-244-1110	048-246-1107		72-203 72-999	72-960		989 89	272-203		272-950
西部地域防災センター(所沢)	防災担当	04-2993-1110	04-2993-1113		84-264 84-999	84-960		989 89	284-264		284-950
利根地域防災センター(行田)	防災担当	048-555-1110	048-554-4442		79-203 79-999	79-960		989 89	279-203		279-950
北部地域防災センター(熊谷)	防災担当	048-524-1110	048-524-0770		80-207 80-999	80-960		989 89	280-207		280-950
秩父地域防災センター(秩父)	防災担当	0484-24-1110	0484-24-1741		82-267 82-999	82-960		989 89	282-267		282-950
市町村消防防災センター支所											
さいたま市	総務部危機管理防災課	048-829-1111			4100-2358 4700			87			204-2358
川越市	総務部防災危機管理課	048-829-1127	048-829-1978		4201-2241			88			201-2241
熊谷市	市民生活危機管理課	048-224-8811	048-225-2895		4701			89			201-4839
川口市	市民生活危機管理課	048-574-1111	048-575-3061		4202-333 4702			84			202-333
行田市	危機管理課	048-242-5357	048-281-5765		4209-5413 4709			89			205-5413
秩父市	市民生活危機管理防災課	048-556-1111	048-556-2117		4206-282 4704			79			206-282
所沢市	総務部危機管理課	0484-22-2211	0484-22-1363		4207-2581 4705			89			207-2581
飯塚市	総務部危機管理課	04-2993-1111	04-2998-3042		4208-9399			89			208-9399
加須市	危機管理課	042-973-2723	042-972-8455		4209-621			89			209-621
本庄市	環境安全危機管理防災課	0480-62-1111	0480-62-1934		4270-256 4708			89			210-256
東松山市	市民生活危機管理課	0485-25-1111	0485-22-0602		4211-3711 4709			80			211-3711
春日部市	総務部危機管理課	0483-21-1405	0483-22-7799		4212-618						211-2999
狭山市	防災対策課	048-736-1111	048-734-0869		4214-2341 4712			89			212-01
羽生市	市民生活危機管理課	04-2953-1111	04-2954-8670		4215-3694 4713			84			214-2341
鴻巣市	総務部危機管理課	048-561-1121	048-563-2322		4216-222 4714			89			214-2341
深谷市	市民生活危機管理防災課	048-571-1211	048-543-5480		4217-2473 4715			17			215-3694
	総務部危機管理防災課	048-574-6639	048-573-8250		4218-2032 4716			89			215-3694

名称	連絡窓口	NTT		防災行政無線		電話番号	FAX	FAX	電話番号	FAX
		電話(代表)	FAX(代表)	電話	FAX					
		電話(直通)	FAX(直通)	電話	FAX					
市町村防災責任者主要部署										
上尾市	総務部危機管理防災課	048-75-5111 048-75-5140 048-92-0151	048-75-9927	4219-462 4717	98	219-482 219-407				
東加市	市長室危機管理課	048-92-0614 048-964-2111	048-92-6391	4221-1524 4118	89	221-1264 221-4319				
越谷市	協議安全部危機管理課	048-963-9285 048-432-3200	048-965-8039	4222-2155 4719	89	222-2155 222-2919				
蕨市	市民生活部安全安心推進課	048-433-7755 048-441-1800	048-433-7491	4223-315 4720	19	223-375 223-399				
戸田市	危機管理防災課	048-424-9554 04-2964-1111	048-433-2200	4224-453 4721		224-01 225-2152				
入間市	市民生活部防災和課	048-463-1111	04-2964-1818	4225-2152	89	225-2152				
熊鷹市	危機管理課	048-463-1768 048-473-1111	048-463-1195	4227-2374 4724	69	225-2956 227-2374				
志木市	市民生活部生活安全課	048-473-1123 048-464-1111	048-473-1294	4228-2321 4725	79	228-2999 228-2375				
和光市	危機管理課	048-466-4242	048-464-1234	4229-2375	192	229-2375				
新城市	市民生活部市民安全課	048-471-1111 048-471-2592	048-481-6748	4230-1329 4721	89	230-1329 230-3999				
桐川市	市民生活部安全安心課	048-786-3211	048-786-3740	4231-1387 4728	79	231-1387 231-1999				
久喜市	市民生活部防災課	0480-22-1111 0480-22-693	0480-22-3319	4232-2646 4729	69	232-2646 232-4999				
北本市	市民生活部安全安心課	048-584-5923	048-592-6997	4233-2285 4730	181	233-2285 233-2388				
八潮市	安全安心課	048-986-2111 048-986-2868	048-986-7867	4234-305 4731	58	234-305 234-499				
富士見市	自治体訓練安全安心課	049-251-2711	049-251-2760	4235-445 4732	89	235-445 235-399				
三郷市	環境安全部危機管理防災課	048-953-1111 048-952-1294	048-952-6780	4237-609 (危機管理防災課) 4237-4408 (総務課) 4734 (総務課) (直通)	80	237-7409 (危機管理防災課) 237-4408 (総務課) 237-2999 (総務課) (直通)				
蓮田市	総合政策部危機管理課	048-766-3111	048-765-1700	4238-295 4735	98	238-295 238-289				
狭山市	総務部防災安全課	049-283-1331 049-283-7489	049-283-3903	4239-218 4736	89	239-218 239-199				
幸手市	市民生活部防災安全課	0480-43-1111	0480-43-6033	4240-582 4737	89	240-582 240-399				
蕨川市	市民生活部安全安心推進課	049-271-1111 049-271-296	049-271-1190	4241-372 4738	78	241-372 241-399				
日高市	総務部危機管理防災課	042-989-2111 042-989-2115	042-989-2316	4242-2274 4739	79	242-2274 242-2999				
吉川市	市民生活部市民安全課	048-982-5111 048-987-9471	048-981-5392	4243-251 4740	80	243-251 243-299				
ふじみ野市	総務部危機管理防災課	049-261-2611 049-262-9017	049-266-1227	4236-331 4733	89	236-331 236-289				
白岡市	総合政策部安全安心課	0480-92-1111 0480-92-5650	0480-92-9096	4445-372 4783	89	445-372 445-399				
伊奈町	生活安全課	048-721-2111	048-721-2136	4301-2281 4741	89	310-2281 310-2199				
三芳町	自治体安全課	049-258-0019	049-274-1009	4324-265 4744	89	324-265 324-289				

(関係機関連絡先)

名稱	連絡窓口	NTT		地上系		防犯行政無線		電話	FAX	電話	FAX
		電話(代號) 電報(電報)	FAX(代號) FAX(電報)	電話	FAX	地上系 防犯無線	地上系 防犯無線				
市町村災害復舊支援事業											
毛呂山町	総務課	049-295-2112	049-295-0771	4326-314	4326-314	88	89	326-314		326-314	
	総務課	049-292-3121		4327-214	4327-214	78	79	326-299		326-299	
	総務課	049-292-3125	049-292-5000	4746	4746	不詳	不詳	327-214		327-214	
	総務課	0493-56-2211		4341-124	4341-124	97	99	327-288		327-288	
	総務課	0493-56-6912	0493-56-2448	4748	4748	不詳	不詳	341-124		341-124	
	地域支援課	0493-62-2150		4342-221	4342-221	84	85	341-499		341-499	
	総務課	0493-62-2152	0493-62-5835	4749	4749	不詳	不詳	342-299		342-299	
	総務課	0493-72-1221		4343-382	4343-382	88	89	343-382		343-382	
	総務課	0493-72-6812	0493-74-2920	4750	4750	不詳	不詳	343-289		343-289	
	総務課	049-297-1811		4346-174	4346-174	82	*12	346-3174		346-3174	
	総務課	049-299-1753	049-297-6058	4753	4753	不詳	2	346-319		346-319	
	総務課	0493-64-1611		4347-216	4347-216	93	94	347-216		347-216	
	総務課	0493-64-1613	0493-64-4700	4754	4754	不詳	不詳	347-389		347-389	
	総務課	049-296-1211		4348-200	4348-200	60	69	348-200		348-200	
	総務課	049-296-1214	049-296-2594	4755	4755	不詳	不詳	348-289		348-289	
	総務課	0493-65-1521		4349-221	4349-221	88	89	345-221		345-221	
	総務課	0493-65-0401	0493-65-3631	4752	4752	不詳	不詳	345-299		345-299	
	総務課	0494-25-0111		4361-232	4361-232	89	89	381-232		381-232	
	総務課	0494-62-1230	0494-93-9349	4362-204	4362-204	88	89	382-204		382-204	
	総務課	0494-62-1231		4757	4757	不詳	不詳	382-289		382-289	
	総務課	0494-66-3111	0494-62-2791	4758	4758	78	79	383-212		383-212	
	総務課	0494-69-1110	0494-66-0894	4365-314, 318, 335	4365-314, 318, 335	不詳	不詳	383-289		383-289	
	住民課	0494-75-4170	0494-75-2819	4760	4760	87	79	385-239		385-239	
	総務課	0493-82-1221		4368-161	4368-161	87	89	368-161		368-161	
	総務課	0493-82-1254	0493-82-1562	4764	4764	不詳	不詳	369-189		369-189	
	総務課	0495-76-1111		4381-114	4381-114	77	78	381-114		381-114	
	総務課	0495-76-1115	0495-76-0909	4765	4765	不詳	不詳	381-87		381-87	
	防犯課	0495-77-2111		4383-261	4383-261	88	*79	383-4-261		383-4-261	
	総務課	0495-77-2124	0495-77-3815	4767	4767	81	9	383-289		383-289	
	総務課	0495-35-1221		4385-3231	4385-3231	不詳	不詳	385-3231		385-3231	
	総務課	0495-35-1234	0495-33-2429	4769	4769	88	80	385-4001		385-4001	
	総務課	048-581-2121		4108-313	4108-313	不詳	不詳	408-313		408-313	
	総務課	048-581-2126	048-581-5100	4776	4776	不詳	不詳	408-389		408-389	
	総務課	0480-34-1111		4442-497~499(交換台)	4442-497~499(交換台)	13	16	442-276		442-276	
	町民生活課(安心安全課)G		0480-34-1093	4782	4782	87	89	484-288		484-288	
	住民参加推進課	0480-33-1111		4465-288	4465-288	87	89	484-288		484-288	
	総務課	0480-33-1599	0480-33-4550	4787	4787	不詳	不詳	485-295		485-295	
	総務課	048-991-2711		4465-295	4465-295	88	89	485-295		485-295	
	総務課	048-991-1895	048-991-7681	4788	4788	不詳	不詳	485-359		485-359	

(関係機関連絡先)

関係機関連絡先(災害拠点病院)

区分	施設名	住所	診療科目	病床数	連絡先			
					担当部署	電話番号	FAX番号	
基幹	川口市立医療センター	川口市西新井180	内・小・児・外・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	539	管理課	048-287-2525	048-280-1528	休日・看護(電話)
地域	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-047	内・小・児・心臓・脳・脊髄・リハ・整骨・皮膚科・小児科・産婦人科	608	管理課	048-648-5241	048-648-0980	048-648-0099
地域	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鶴田1981	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	1053	総務課	月曜日～土曜日 8:30～17:30 049-228-5274 日曜・祝日・夜間 049-228-3449	月曜日～土曜日 8:30～17:30 049-228-5274 日曜・祝日・夜間 049-228-1677	夜間 049-228-3595 日曜・祝日 049-228-3411
地域	北里大学メディカルセンター	北本市若井6-100	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	372	総務課	048-593-1212	048-593-1239	048-593-1212
地域	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門714-6	内・小・児・外・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	329	人事総務課	0480-53-0570	0480-52-0954	0480-52-0811
地域	深谷赤十字病院	深谷市上柴町5-8-1	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	506	社会課	048-571-1511	048-571-2533(平日昼間) 048-575-1512(夜間休日)	048-571-1511
地域	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合8-3-33	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	605	医療社会事業課	048-652-1111	048-652-3120	048-652-1111
地域	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷2-1-50	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	723	庶務課	048-965-9137	048-965-1127	048-965-9350
地域	さいたま市立病院	さいたま市緑区三笠2460	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	567	庶務課	048-873-4248	048-873-5451	048-873-6111
地域	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	800	庶務課	04-2995-1511	04-2995-0633	04-2995-1511
地域	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	400	施設管理課	048-253-8943	048-253-8104	048-253-8943
地域	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1387-1	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	700	救命救急科	042-984-4140	042-984-0108	042-984-4140
地域	社会医療法人社団法人行田総合病院	行田市持田076	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	504	総務課	048-552-1158	048-552-1116	048-552-1158
地域	埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	久喜市上早見418-1	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	300	総務課	0480-26-0033	0480-44-8026	0480-26-0033
地域	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市霞功2-1	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	350	管理課	048-482-2406	048-464-1138	048-482-2408
地域	草加市立病院	草加市草加2-21-1	内・小・児・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・眼科・耳鼻科・歯科・整形外科・放射線科	380	総務管理課	048-946-2200	048-946-2211	048-946-2200

(関係機関連絡先)

関係機関連絡一覧表（消防組合協定関係）

協定名	内容	住所等	連絡先	備考
災害時における石油燃料の優先供給に関する協定（H24.11.29締結）	車両、資器材等の燃料確保	埼玉県吉川市吉川1-21-19	048-981-2491 竹内産業(株)	他給油所連絡先は協定書別紙、組合名簿参照
大規模災害時における物資の供給協力協定（H25.3.11締結）	食糧等の供給	埼玉県松伏町上赤岩2449番地	調整中	

埼玉県 吉川松伏消防組合消防計画

主管課 吉川松伏消防組合消防本部 総務課管理係

平成 8年4月 初版

平成 14年4月 改訂

平成 16年4月 改訂

平成 23年3月 改訂

平成 25年3月 改訂

平成 29年3月 改訂

〒342-0016

埼玉県吉川市大字会野谷481番地

吉川松伏消防組合消防本部

TEL 048-982-3931

FAX 048-981-7150